

第40期

# 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年6月20日(金)  
午前10時

場 所

東京都渋谷区桜丘町26番1号  
セルリアンタワー東急ホテル  
地下2階 ボールルーム

※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。



東京エレクトロン デバイス株式会社

証券コード 2760

# 株主の皆様へ



代表取締役社長・CEO

徳重 敦之

第40期定時株主総会招集ご通知をお送りいたします。株主総会の議案及び当社第40期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）における事業の概況等についてご説明申し上げます。

第40期を最終年度とした中期経営計画「VISION2025」では、第38期から第40期まで3年連続で目標数値を達成することができました。第41期から新たにスタートした中期経営計画「VISION2030」では、さらなる企業価値向上に向けて邁進してまいります。株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

2025年5月

## 第40期業績ハイライト（2024年4月1日～2025年3月31日）



当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の持ち直しやインバウンド需要の増加等により、緩やかな回復基調で推移しました。一方で資源価格の高止まりや中国経済の減速のほか、地政学リスクの高まり、米国の政策動向の影響懸念等により、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

当社グループにおける当連結会計年度の経営成績については、売上高216,379百万円（前期比10.9%減）、営業利益12,457百万円（前期比19.3%減）、経常利益11,415百万円（前期比18.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益8,874百万円（前期比11.1%減）となりました。



証券コード：2760

2025年5月29日

(電子提供措置の開始日 2025年5月20日)

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町1番1号

**東京エレクトロン デバイス株式会社**

代表取締役社長・CEO 徳 重 敦 之

## 第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第40期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト [https://www.teldevice.co.jp/ir/kabunushi\\_soukai.html](https://www.teldevice.co.jp/ir/kabunushi_soukai.html)

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、証券コード（2760）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類報/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」をご参照の上、2025年6月19日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具



## 記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時）
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム  
**（※本店移転に伴い、開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）**

### 3. 株主総会の目的事項

#### 報告事項

1. 第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）計算書類報告の件

#### 決議事項

- |       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| 第1号議案 | 取締役7名選任の件                            |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件                            |
| 第3号議案 | 取締役賞与支給の件                            |
| 第4号議案 | 取締役の報酬額改定の件                          |
| 第5号議案 | 取締役に対する年次業績連動報酬としての株式報酬制度継続及び改定の件    |
| 第6号議案 | 取締役に対する中期インセンティブ報酬としての株式報酬制度継続及び改定の件 |
| 第7号議案 | 非業務執行取締役に対する非業績連動型株式報酬制度導入の件         |
| 第8号議案 | 監査役の報酬額改定の件                          |

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
  2. 本総会におきましては、「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を導入しており、当日会場にご来場いただけない株主様も、インターネットの手段を用いて、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただくことができます。  
具体的な内容については、「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会（ライブ配信）についてのご案内」にてご案内しておりますので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。
  3. 書面交付請求をされた株主様へご送付している書類には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。
    - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
    - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書、連結注記表」
    - ・計算書類の「株主資本等変動計算書、個別注記表」なお、ご送付している書面の項番の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。
  4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正後の事項を掲載させていただきます。
  5. 株主控室のご用意はございません。
  6. 株主総会へご出席される株主様へのお土産のご用意はございません。
  7. ライブ配信時には、会場でご出席される株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみの撮影とさせていただきますが、やむを得ず株主様が映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。
  8. 本総会の決議結果につきましては、前ページに記載のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただき、書面による決議通知はお送りいたしませんので、ご了承ください。

# 議決権行使についてのご案内

後記株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要で議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

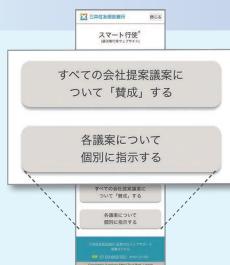
### 1 QRコード®を読み取る

スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る



### 2 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ



### 3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択



以降は画面の案内に従って行使完了です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコード®を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。

## 電磁的方法（インターネット）による議決権行使

パソコン又はスマートフォン等から、議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。



行使期限

2025年6月19日（木）  
午後5時30分行使分まで



バーコード読み取り機能付のスマートフォン等を利用して左の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

## 書面による議決権行使



## 行使期限

**2025年6月19日（木）午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

## 株主総会へ出席



## 株主総会開催日時

**2025年6月20日（金）午前10時**〔受付開始予定 午前9時〕

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

（※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

## 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

## 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

### パソコン等の操作方法に関する お問い合わせ先について

- (1) 議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

**☎0120 (652) 031**

（受付時間9:00～21:00）

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願い申し上げます。

- A.証券会社に口座をお持ちの株主様  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。
- イ.証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

**☎0120 (782) 031**

（受付時間9:00～17:00 土日休日を除く）

# ハイブリッド参加型バーチャル株主総会（ライブ配信）についてのご案内

## ■「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」の概要

本総会におきましては、当日会場にご来場いただけない株主様も、インターネットの手段を用いた「バーチャル参加」の方法により、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただくことができます。

ただし、バーチャル参加いただく株主様は、会社法上、本総会に「出席」したものとは取り扱われません。そのため、ご質問や動議の提出、当日の議決権行使ができないなど、当日会場にご来場いただき、本総会に出席いただいた場合とは異なる取り扱いが生じますので、あらかじめご了承ください。

また、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声の乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害が発生する可能性があります。このような通信障害の影響を懸念される株主様は、会場にて出席されることをご検討いただけますようお願い申し上げます。

なお、システム障害等の緊急の事態への対応等、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会の運営に変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.teldevice.co.jp>) においてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいませようお願い申し上げます。

## ■バーチャル参加に必要な環境

株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信でご確認いただくことができます。当社推奨の通信環境は次のとおりです。

【OS】 Windows 10/11、Mac OS 最新版

【ブラウザ】

<Windows> Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome

<Mac OS> Safari

【モバイル端末】 iPhone : iOS12 以上、iPad : iOS13 以上 (Safari)、Android 8以上 (Chrome)

【通信速度】 5Mbps (推奨)

【動作環境】

<PC> <https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/#vsm01>

<モバイル端末> <https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/#vsm02>

バーチャル参加いただくにあたり、参加場所及び通信環境につきましては、株主様ご自身でご用意いただく必要がございます。バーチャル参加にあたっての通信料等は株主様のご負担となります。株主様がご利用のパソコン・タブレット・スマートフォン、インターネット環境の不具合や株主様の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル参加できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

## ■バーチャル参加の方法

バーチャル参加を希望される株主様は、議決権行使書用紙に記載のID（株主番号9桁）及びパスワード（郵便番号7桁）を用いて、以下のURLにより、バーチャル参加用の特設ページにアクセスいただき、当社所定のバーチャル参加システムにログインいただきますようお願い申し上げます。

<バーチャル参加用の特設ページ>

<https://2760.ksoukai.jp>

※バーチャル参加される株主様は、事前に特設ページにアクセスいただき、ページ下部の「視聴確認用動画を再生する」より、視聴確認用のテストページが問題なく表示されるか、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



## ■事前質問の受付についてのご案内

受付期間：2025年5月30日（金）午前9時～6月13日（金）午後5時30分

ご質問は本総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主様のご関心が特に高い事項については、株主総会当日に回答をさせていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

### 【受付方法】

- ・バーチャル参加用の特設ページより、議決権行使書用紙に記載のID・パスワードをご入力の上、ログインください。
- ・バーチャル参加用の特設ページにて「事前質問を行う」ボタンを押してください。
- ・必要事項をご入力の上、「申し込む」ボタンを押してください。

\* 受付期間外になりますと事前質問の投稿はできなくなります。受付期間内での早めの送信をお願いいたします。

\* ご質問はお一人様3問まで（1問につき300字以内で入力）とさせていただきます。

## ■その他の注意事項

- ① バーチャル参加いただく株主様は、当日議決権行使を行うことはできないため、前記でご案内した方法（書面又は電磁的方法（インターネット等））にて、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- ② 当社は、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信障害等により株主様が被った不利益に関し一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ③ バーチャル参加用のURL、ID及びパスワードを第三者に共有すること、株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、禁止させていただきます。
- ④ 当社がやむを得ないと判断した場合、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会の内容を一部変更又は中止とさせていただく場合がございます。

## ■お問い合わせ先

バーチャル参加に関してご不明な点がある場合は、電話によるお問い合わせにも対応しておりますので、議決権行使書用紙をお手元にご準備の上、以下にお問い合わせください。

なお、以下の事項についてはご回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ① インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ
- ② 株主総会当日において株主様側の通信環境等が問題と思われる原因での接続できない、遅延、音声トラブル等のトラブルに関するお問い合わせ

<バーチャル株主総会一般に関するお問い合わせ>

三井住友信託銀行バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル  
0120-782-041（受付：午前9時～午後5時。土日休日を除きます。）

<システムに関する技術的なお問い合わせ>

株式会社ブイキューブ  
03-6833-6273（受付：6月20日（金）当日のみ午前9時～株主総会閉会時）

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役7名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（7名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	地位	取締役在任年数	取締役会の出席状況
1	徳重 敦之	男性	代表取締役社長・CEO	18年	100% (13/13回)
2	長谷川 雅巳	男性	代表取締役	10年	100% (13/13回)
3	宮本 隆義	男性	コーポレートオフィサー	新任	—
4	常石 哲男	男性	取締役	12年	100% (13/13回)
5	鬼塚 ひろみ	女性	社外取締役 独立役員	5年	100% (13/13回)
6	西田 啓	男性	社外取締役 独立役員	4年	100% (13/13回)
7	逢坂 清治	男性	社外取締役 独立役員	1年	100% (10/10回)

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鬼塚ひろみ氏、西田啓氏及び逢坂清治氏は社外取締役候補者であります。鬼塚ひろみ氏、西田啓氏及び逢坂清治氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、再任された場合には継続する予定であります。
3. 逢坂清治氏は、2024年6月19日開催の第39期定時株主総会において取締役に選任されており、取締役会の出席状況は就任後の取締役会の回数を記載しております。
4. 当社の現行定款では、取締役（業務執行取締役等を除く）との間で当社に対する損害賠償責任を限定する契約の締結ができる旨を定めております。  
常石哲男氏、鬼塚ひろみ氏、西田啓氏及び逢坂清治氏は当社との間で責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。当社における責任限定契約の内容（概要）は、以下のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等を除く）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、徳重敦之氏、長谷川雅巳氏、常石哲男氏、鬼塚ひろみ氏、西田啓氏及び逢坂清治氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定による補償契約を締結しており、再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該補償契約を継続する予定であります。当該契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。また、宮本隆義氏が原案どおり新たに選任された場合、当社は同氏との間で当該補償契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求に起因する損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、2025年7月に更新を予定しております。

## 1 とくしげ あつし 徳重 敦之



所有する当社株式数

34,400株

当社における地位及び担当

代表取締役社長

CEO（最高経営責任者）

コーポレートオフィサー

執行役員

**男性** 1963年11月7日生（満 61歳）

### ■ 略歴及び重要な兼職の状況

1986年4月	東京エレクトロン株式会社入社	2013年9月	inrevium AMERICA, INC. （現 TOKYO ELECTRON DEVICE AMERICA, INC.）CEO
2005年4月	当社執行役員		
2007年6月	当社取締役		
2011年6月	TOKYO ELECTRON DEVICE HONG KONG LTD. （現 TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.） 董事長	2015年1月	当社代表取締役社長 [現在に至る]
		2024年6月	当社CEO（最高経営責任者） [現在に至る] 当社コーポレートオフィサー [現在に至る]

### ■ 取締役候補者とした理由

2015年1月に当社代表取締役社長へ就任して以降、それまでに培われた経験等を活かし、強いリーダーシップを発揮することで当社グループの経営を牽引しております。CEO（最高経営責任者）として、今後も取締役会における意思決定機能の強化とともに、経営全般における中心的な役割を担うことで当社グループの企業価値向上への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

## 2 はせがわ まさみ 長谷川 雅巳



所有する当社株式数

27,000株

当社における地位及び担当

代表取締役

コーポレートオフィサー

執行役員副社長

コーポレート営業統括

EC BU/BUGM

**男性** 1965年9月30日生（満 59歳）

### ■ 略歴及び重要な兼職の状況

1986年4月	東京エレクトロン株式会社入社	2018年6月	当社執行役員専務
2013年6月	パネトロン株式会社代表取締役社長	2018年7月	当社EC BU/BUGM
2014年6月	当社執行役員		[現在に至る]
2015年4月	当社グローバル営業統括本部長	2021年6月	当社執行役員副社長
2015年6月	当社取締役		[現在に至る]
2016年6月	当社代表取締役 [現在に至る]	2024年6月	当社コーポレートオフィサー 当社執行役員常務 [現在に至る]

### ■ 取締役候補者とした理由

半導体及び電子デバイス事業の責任者として要職を担っているほか、2016年6月から現在に至るまで代表取締役として当社グループの経営を牽引しており、また、営業部門の統括責任者として収益拡大に向けた組織横断的な営業活動の推進等に尽力しております。これまでに培われた知見等を活かすことによって、今後も当社グループにおける企業価値向上への貢献と、取締役会における監督機能の強化を期待し、取締役候補者といたしました。

### 3 みやもと たかよし 宮本 隆義



所有する当社株式数  
3,600株

当社における地位及び担当  
コーポレートオフィサー  
執行役員副社長  
CN BU/BUGM  
CN営業本部長  
リスク管理委員長  
管理担当  
**新任**

**男性** 1970年4月7日生（満 55歳）

#### ■ 略歴及び重要な兼職の状況

1993年4月	東京エレクトロン株式会社入社	2024年6月	当社コーポレートオフィサー
2015年4月	当社コーポレートアカウント営業部長		[現在に至る]
2016年10月	当社CN営業本部長		当社執行役員専務
	[現在に至る]		当社リスク管理委員長
			[現在に至る]
2020年6月	当社執行役員	2025年4月	当社執行役員副社長
2020年7月	当社CN BU/副BUGM		[現在に至る]
2023年6月	当社執行役員常務		
	当社CN BU/BUGM		
	[現在に至る]		

#### ■ 取締役候補者とした理由

コンピュータシステム関連事業の責任者として要職を担っているほか、2024年6月よりコーポレートオフィサーとして全社的な視座を持つ当社グループの執行側の最高位の職位として、当社の経営執行へ携わっており、また、リスク管理委員長としてリスクマネジメント体制の整備等に携わっております。これまでに培われた知見等を活かすことにより、当社グループの企業価値向上への貢献と取締役会における監督機能の強化を期待し、取締役候補者としていたしました。

### 4 つねいし てつお 常石 哲男



所有する当社株式数  
一株

当社における地位及び担当  
取締役

**男性** 1952年11月24日生（満 72歳）

#### ■ 略歴及び重要な兼職の状況

1976年4月	東京エレクトロン株式会社入社	2017年6月	同社代表取締役会長
1992年6月	同社取締役	2020年6月	同社取締役会長
1996年6月	同社専務取締役	2023年3月	株式会社レゾナック・ホールディングス社外取締役
2003年6月	同社取締役副会長		[現在に至る]
2013年6月	当社取締役		
	[現在に至る]		
2015年6月	東京エレクトロン株式会社取締役会長		
			<b>重要な兼職の状況</b>
			株式会社レゾナック・ホールディングス社外取締役

#### ■ 取締役候補者とした理由

2025年3月期に開催された取締役会（13回）すべてに出席し、これに加え指名委員会の委員として取締役候補者、CEO（最高経営責任者）候補者及び独立役員候補者の検討や、後継者育成計画に関する議論に携わったほか、報酬委員会の委員として株式報酬に関する議論や、次期インセンティブ計画並びに月額固定報酬に関する検討等に携わっております。上場会社における経営者としての経験等を活かし、今後も少数株主の利益保護を意識した客観的な監督が行われることを期待し、取締役候補者としていたしました。

## 5 おにつか 鬼塚 ひろみ



所有する当社株式数

一株

当社における地位及び担当

社外取締役 独立役員

女性 1952年4月19日生（満 73歳）

### ■ 略歴及び重要な兼職の状況

1976年4月	東京芝浦電気株式会社 (現 株式会社東芝) 入社	2015年6月	同社社外取締役 (常勤監査等委員)
2005年4月	東芝メディカルシステムズ株式会社 (現 キヤノンメディカルシステムズ株式会社) 検体検査システム事業部長	2018年6月	株式会社イーブックイニシアティブジャパン(現 LINE Digital Frontier株式会社)監査役
2009年6月	同社常務執行役員マーケティング統括責任者兼検体検査システム事業部長	2019年10月	Zホールディングス株式会社 (現 LINEヤフー株式会社) 社外取締役 (常勤監査等委員)
2010年4月	同社常務執行役員マーケティング統括責任者兼経営監査室長	2019年10月	ヤフー株式会社 (現 LINEヤフー株式会社) 監査役
2011年6月	同社非常勤嘱託	2020年6月	当社取締役 [現在に至る]
2012年6月	ヤフー株式会社 (現 LINEヤフー株式会社) 常勤監査役	2021年6月	株式会社JVCケンウッド 社外取締役 [現在に至る]

### 重要な兼職の状況

株式会社JVCケンウッド社外取締役

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

独立役員（社外取締役）として2025年3月期に開催された取締役会（13回）すべてに出席するとともに、2022年6月以降は報酬委員会の委員長（議長）として株式報酬に関する議論や、次期インセンティブ計画並びに月額固定報酬に関する検討のほか、指名委員会の委員として取締役候補者、CEO（最高経営責任者）候補者及び独立役員候補者の検討や、後継者育成計画に関する議論に携わっております。電機業界及びIT業界における知見と上場会社での監査役・社外取締役（監査等委員）としての経験を活かし、株主の目線を踏まえた意見や指摘等によって今後も少数株主の利益保護及び多様性を意識した客観的な監督が行われることを期待し、社外取締役候補者としていたしました。なお、鬼塚ひろみ氏の在任期間は本総会の終結の時をもって5年となります。

6 にしだ けい  
西田 啓



所有する当社株式数

一株

当社における地位及び担当

社外取締役 独立役員

男性 1954年7月8日生（満 70歳）

■ 略歴及び重要な兼職の状況

1977年4月	日本電池株式会社 （現 株式会社GSユアサ）入社	2012年6月	同社常務取締役
2007年7月	株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション経営戦略統括 部長兼広報室長	2015年6月	同社代表取締役 専務取締役
2008年6月	同社執行役員	2018年6月	同社代表取締役 取締役副社長
2009年6月	同社取締役	2020年6月	同社顧問
2010年4月	同社コーポレート室長	2021年6月	当社取締役 [現在に至る]

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

独立役員（社外取締役）として2025年3月期に開催された取締役会（13回）すべてに出席し、これに加え2023年6月以降は指名委員会の委員長（議長）として取締役候補者、CEO（最高経営責任者）候補者及び独立役員候補者の検討や、後継者育成計画に関する議論に携わったほか、報酬委員会の委員として株式報酬に関する議論や、次期インセンティブ計画並びに月額固定報酬に関する検討等に携わっております。上場会社におけるマネジメント経験やエレクトロニクス業界における知見を活かし、今後も少数株主の利益保護及び多様性を意識した客観的な監督が行われることを期待し、社外取締役候補者いたしました。なお、西田啓氏の在任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。

7 おおさか せいじ  
逢坂 清治



所有する当社株式数

一株

当社における地位及び担当

社外取締役 独立役員

男性 1958年10月28日生（満 66歳）

■ 略歴及び重要な兼職の状況

1982年 4月	東京電気化学工業株式会社 （現 TDK株式会社）入社	2015年 4月	TDK株式会社 電子部品営業本 部長兼電子部品営業本部 ICT グループゼネラルマネージャー
2003年 4月	同社経営企画部 担当部長	2017年 4月	同社戦略本部長
2009年 6月	同社執行役員 同社コーポレートストラテジー グループ 経営企画部長	2017年 6月	同社取締役専務執行役員
2011年 5月	同社経営企画グループ ゼネラルマネージャー兼 経営企画グループ 経営企画部長	2023年 4月	株式会社AIST Solutions 代表取締役社長 [現在に至る]
2012年 6月	同社常務執行役員 TDK-EPC（現 TDK株式会社） Senior Executive Vice President & COO	2024年 6月	当社取締役 [現在に至る]

■ 重要な兼職の状況

株式会社AIST Solutions代表取締役社長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2024年6月に独立役員（社外取締役）として就任後開催された取締役会（10回）すべてに出席し、これに加え指名委員会の委員として取締役候補者、CEO（最高経営責任者）候補者及び独立役員候補者の検討や、後継者育成計画に関する議論に携わったほか、報酬委員会の委員として株式報酬に関する議論や、次期インセンティブ計画並びに月額固定報酬に関する検討等に携わっております。エレクトロニクス業界における知見、上場会社におけるマネジメント経験及び長年の海外駐在経験などを活かし、今後も少数株主の利益保護及び多様性を意識した客観的な立場から経営に対する様々な意見・助言がなされることを期待し、社外取締役候補者いたしました。なお、逢坂清治氏の在任期間は本総会の終結の時をもって1年となります。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役のうち、湯浅紀佳氏は本総会の終結の時をもって任期満了となり、松井勝之氏は本総会の終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

### 1 いしぐろ かずや 石黒 一也

**男性** 1961年11月25日生（満 63歳）



所有する当社株式数  
— 株

当社における地位

新任

社外監査役 独立役員

#### ■ 略歴及び重要な兼職の状況

1985年3月	株式会社リコー入社	2014年6月	同社常勤監査役
2008年10月	リコー中国株式会社 (現 リコージャパン株式会社) 取締役		テクノレント株式会社 監査役
	同社執行役員 同社経営企画室長	2020年6月	リコーリース株式会社 取締役 (常勤監査等委員)
2011年4月	株式会社リコー 経理本部 財務 部長	2022年6月	テクノレント株式会社 取締役 執行役員経営管理本部長
2014年4月	リコーリース株式会社 理事	2024年7月	株式会社ニイテック 総務部長 <sup>(※)</sup>
			(※)2025年6月退職予定

#### ■ 社外監査役候補者とした理由

上場会社及び当該グループ会社における財務経理部門や事業経営全般に渡る豊富な経験により、財務及び会計に関する知見を有しており、また、長年に渡る監査役や監査等委員である取締役としての実務経験も備えております。当社におけるメーカー機能の一層の強化を念頭に置き、監査機能の充実と強化を期待し、社外監査役候補者といたしました。

## 2 ゆあさのりか 湯浅 紀佳



所有する当社株式数

一株

当社における地位

社外監査役 独立役員

**女性** 1974年8月18日生（満 50歳）

### ■ 略歴及び重要な兼職の状況

2003年9月	弁護士登録	2021年6月	セントケア・ホールディング株式会社 社外取締役
2011年8月	ニューヨーク州弁護士登録		
2017年9月	早稲田大学ロースクール講師		[現在に至る]
2019年1月	三浦法律事務所 パートナー	2024年4月	第二東京弁護士会 副会長
	[現在に至る]		
2019年6月	株式会社コーセー 社外取締役	<b>重要な兼職の状況</b>	
	[現在に至る]	三浦法律事務所 パートナー弁護士	
2021年6月	当社監査役 [現在に至る]	株式会社コーセー社外取締役	
		セントケア・ホールディング株式会社社外取締役	

### ■ 社外監査役候補者とした理由

弁護士として中国などでの執務を経た後、現在は三浦法律事務所のパートナーを務めるなど、豊富な経験及び専門知識を有しております。引き続き、これらの経験及び専門知識を活かすことによって、監査の妥当性を客観的に確保することを期待し、社外監査役候補者となりました。同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、湯浅紀佳氏の在任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石黒一也氏及び湯浅紀佳氏は社外監査役候補者であります。石黒一也氏は東京証券取引所の定めに基づく独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合には新たに独立役員となる予定であります。また、湯浅紀佳氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、再任された場合には継続する予定であります。
3. 当社の現行定款では、監査役との間で当社に対する損害賠償責任を限定する契約の締結ができる旨を定めております。湯浅紀佳氏は当社との間で責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。また、石黒一也氏が原案どおり新たに選任された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- 当社における責任限定契約の内容（概要）は、以下のとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、湯浅紀佳氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定による補償契約を締結しており、再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該補償契約を継続する予定であります。当該契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。また、石黒一也氏が原案どおり新たに選任された場合、当社は同氏との間で当該補償契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求に起因する損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、2025年7月に更新を予定しております。
6. 湯浅紀佳氏の戸籍上の氏名は國井紀佳であります。

(ご参考) 第2号議案が原案どおり承認可決された場合、当社監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏名	性別	地位	監査役 在任年数	取締役会の 出席状況	監査役会の 出席状況
河合信郎	男性	常勤監査役	9年	100% (13/13回)	100% (8/8回)
石黒一也	男性	常勤監査役	新任	—	—
湯浅紀佳	女性	監査役	4年	100% (13/13回)	100% (8/8回)
桑原清幸	男性	監査役	3年	100% (13/13回)	100% (8/8回)

(ご参考：第1号議案及び第2号議案)

**【取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続】**

取締役候補者の指名については、候補者の持つ知見・経験をはじめ、取締役として相応しいと思われる資質並びに取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を踏まえ、指名委員会で審議した上で取締役会に提案し、その承認をもって株主総会に諮ります。

社外取締役の選任に関する方針については、会社法上の要件に加え、原則として候補者とする際に当該社外取締役候補者が所属する法人等及び本人と当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない、独立性を有した者を招聘することとしております。

**【監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続】**

監査役候補者については、候補者の知見・経験・保有資格及び多様性などを踏まえ、CEO（最高経営責任者）が監査役会に提案いたします。監査役会では、候補者の選定に関する確認項目に基づき審議を行い、監査役会が同意した候補者が取締役会に上程され、その承認をもって株主総会に諮ります。

社外監査役の選任に関する方針については、会社法上の要件に加え、原則として候補者とする際に当該社外監査役候補者が所属する法人等及び本人と当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない、独立性を有した者を招聘することとしております。

**【独立役員選任基準の概要】**

当社では、社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という。）のうち、次の各項目のいずれにも該当しない者から独立役員を選任することとしております。

1. 当社グループ関係者、2. 主要株主、3. 主要取引先関係者、4. その他

当社における社外役員の再任は、通算の在任期間が8年までといたします。

〔数値基準〕

(1) 「主要株主」とは、議決権所有割合が10%以上の株主を指し、直接保有と間接保有の双方を含むものといたします。

(2) 「主要取引先関係者」とは、当社の対象事業年度における年間連結売上高の2%以上に相当する額の取引がある者又は当社連結総資産の5%以上に相当する金額の借入金金融機関等を指すものといたします。

(ご参考) 第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合の、当社取締役及び監査役並びに取締役を兼務しないコーポレートオフィサーのスキル・マトリックス

当社グループは、中期経営計画「VISION2030」(対象期間：2026年3月期～2030年3月期)において、半導体やITを中心とする最先端テクノロジーを通して社会課題に向き合い、期待を超える価値を持つ解決策を提供することで社会の持続的発展に貢献することをミッション(経営方針)に掲げ、そのVISIONとして「メーカーと技術商社の力で潜在的な社会課題を解決する会社」と制定しております。また、「VISION2030」達成に向けた全社方針といたしましては、当社グループが持つ「メーカー」と「技術商社」の力により潜在的な社会課題である顧客課題の解決を図るとともに、ガバナンス体制の充実を重視した経営に取り組み、持続的な利益成長に資する行動を推進してまいります。

中期経営計画「VISION2030」を実行していくに当たり、当社が置かれている状況や解決すべき課題を踏まえて、現時点において取締役会が重要と考える経験・専門性分野を次のとおりとした上で、コーポレートオフィサーも含めて一体となって経営を推進してまいります。

項目の詳細		専門性、経験の有無							
		企業経営	モノづくり・開発	IT・DX	グローバル経験	営業・マーケティング	財務・会計	法務・リスクマネジメント	
取締役	業務執行	徳重敦之	●	●	●	●	●		
		長谷川雅巳	●		●	●	●		
		宮本隆義			●	●	●		●
	非業務執行	常石哲男	●		●	●	●	●	
		鬼塚ひろみ <small>社外取締役 独立役員</small>		●	●	●	●		
		西田啓 <small>社外取締役 独立役員</small>	●	●			●		
		逢坂清治 <small>社外取締役 独立役員</small>	●	●		●	●	●	
監査役		河合信郎						●	●
		石黒一也 <small>社外監査役 独立役員</small>						●	●
		湯浅紀佳 <small>社外監査役 独立役員</small>				●			●
		桑原清幸 <small>社外監査役 独立役員</small>			●			●	

なお、取締役を兼務しないコーポレートオフィサーは、次のとおりです。

項目の詳細		専門性、経験の有無						
		企業経営	モノづくり・ 開発	IT・DX	グローバル 経験	営業・ マーケ ティング	財務・会計	法務・リスク マネジメント
コー ポ レ ー ト オ フ ィ サ ー	篠田 一樹	●	●	●	●	●		●
	三品 俊一	●		●		●		
	二宮 潤			●		●	●	●
	成田 隆慶		●	●		●		
	神本 光敬		●	●		●		

### （ご参考）第3号議案から第8号議案について

第3号議案から第8号議案は役員報酬に関連した議案であります。  
各議案と当社の役員報酬体系との関係につきまして、その概要をご説明いたします。

当社の役員報酬制度の詳細につきましては、電子提供措置事項内「4. 会社役員に関する事項」の「02 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」をご参照ください。なお、2025年5月13日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（以下、「方針」という。）について、一部改定を行いました。改定後の方針は、次のとおりです。第3号議案から第8号議案は、改定後の方針に沿って付議しております。

●2025年4月より、新しい中期経営計画「VISION2030」がスタートしたことに伴い、「取締役の報酬水準に関する考え方」を次のとおりといたしました。

#### 【報酬水準に関する考え方】

半導体やITを中心とする最先端テクノロジーを通して社会課題に向き合い、期待を超える価値を持つ解決策を提供することで社会の持続的発展に貢献することをミッションとする企業の取締役の報酬として、当該領域で事業展開する日本企業のなかで、競争力のある水準を目指します。

●これまで、方針においては、取締役を「常勤取締役」「社外取締役（独立役員）」に区分しておりましたが、今回の取締役報酬関連議案の付議に当たり、より整合性のある「業務執行取締役」「非業務執行取締役」に改めることとし、それぞれの「報酬の構成」を次のとおりといたしました。なお、区分表記の変更によって適用される報酬体系に変更は生じません。

#### 【報酬の構成】

##### ・業務執行取締役

月額固定報酬、年次業績連動報酬及び中長期インセンティブ報酬により構成し、年次業績連動報酬の一部と中長期インセンティブ報酬については株式報酬とします。

##### ・非業務執行取締役

月額固定報酬及び非業績連動株式報酬により構成します。

役員の報酬体系と第3号議案から第8号議案の関係は次のとおりです。

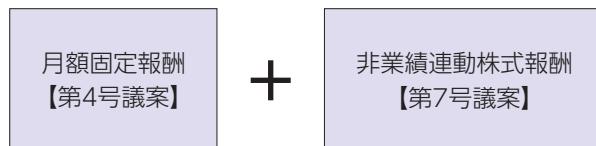
【業務執行取締役】



- ※ 1 年次業績連動報酬の65%を毎期の定時株主総会で承認後に現金賞与として支給することとしております。
- ※ 2 年次業績連動報酬の35%を取締役退任時に株式報酬として支給することとしております。
- ※ 3 非業務執行取締役は支給対象外となります。
- ※ 4 年次業績連動報酬は、「親会社株主に帰属する当期純利益の5%以内としております。

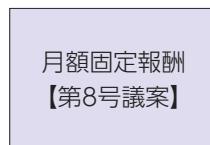
※ 非業務執行取締役は対象外となります。

【非業務執行取締役】



※ 業務執行取締役は対象外となります。

【監査役】



### 第3号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の業務執行取締役3名に対し、当期の「親会社株主に帰属する当期純利益」の金額（以下、「純利益額」という。）及び売上高に対する純利益額の割合を指標とした年次業績連動報酬テーブルを基に算定した業績連動報酬のうち、65%を現金賞与として総額110,315千円を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、非業務執行取締役に対しては賞与を支給いたしません。

また、業務執行取締役に対する賞与支給は、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿ったものであることから、相当であると考えております。

### 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年6月19日開催の第34期定時株主総会において、月額2,200万円以内（うち社外取締役分は月額300万円以内）とご承認いただき現在に至っております。その後の事業領域の拡大を含む経営環境の変化を鑑み、将来的な社外取締役の増員を含む優秀な人材の確保による競争力の維持・向上と取締役会の充実を図るため、取締役の報酬総額（月額2,200万円以内）は変更せずに、社外取締役分の報酬額のみを月額700万円以内に改定し、取締役の報酬額を月額2,200万円以内（うち社外取締役分は月額700万円以内）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、取締役の報酬額改定については、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿ったものであることから、相当であると考えております。

なお、第1号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

## 第5号議案 取締役に対する年次業績連動報酬としての株式報酬制度継続及び改定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）は、2014年6月18日開催の第29期定時株主総会における「取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」でご承認いただき、また、2019年6月19日開催の第34期定時株主総会における「取締役に対する業績連動型株式報酬等の継続の件」及び2021年6月22日開催の第36期定時株主総会における「取締役に対し年次業績連動報酬として株式報酬制度を継続する件」において継続をご承認いただいておりますが、本制度の対象となる期間、報酬の上限金額及び交付する株式数の上限等を変更した上で継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、取締役の報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、継続的な業績の向上達成意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、継続及び改定は相当であると考えております。

本議案は、第3号議案「取締役賞与支給の件」、第4号議案「取締役の報酬額改定の件」及び第6号議案「取締役に対する中期インセンティブ報酬としての株式報酬制度継続及び改定の件」とは別枠で、取締役（社外取締役及び非常勤取締役（以下、「非業務執行取締役」という。）を除く。）に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役（非業務執行取締役を除く。）の員数は、第1号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額及び内容等

#### (1)本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、業績達成度に応じて当社の取締役（非業務執行取締役を除く。）に当社株式が交付される株式報酬制度です。

項目	本制度の内容の概要
①本制度の対象となる当社株式の交付の対象者	当社の取締役(非業務執行取締役を除く。以下同じ。)
②本制度の対象となる期間 (後記(2)のとおり。)	5事業年度
③当社が拠出する金員の上限 (後記(3)のとおり。)	対象期間(5事業年度)において675百万円

④取締役に交付がなされる当社株式数の上限(付与ポイント数の上限) (後記(4)のとおり。)	対象期間(5事業年度)において338,000株(338,000ポイント)
⑤当社株式の取得方法 (後記(3)のとおり。)	当社株式は、株式市場から取得予定(今回の対象期間において必要な株式は株式市場からの買付によって取得予定のため、希薄化は生じない。)
⑥業績達成条件の内容 (後記(4)のとおり。)	毎事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益額及び親会社株主に帰属する当期純利益率の達成度に応じて変動
⑦当社株式の交付の時期 (後記(5)のとおり。)	取締役の退任時

## (2)本制度の対象となる期間

継続後の本制度は、2026年3月31日で終了する事業年度から2030年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」という。）を対象とします。

## (3)当社が拠出する金員の上限

当社は、対象期間における取締役への報酬として675百万円を上限とする金員を拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間5年間の信託を設定します。なお、設定する信託は、第6号議案にてご承認をお願いしている中期インセンティブ報酬としての株式報酬制度と同一の既に当社が設定済みの信託（以下、「本信託」という。）の信託期間を5年間延長して活用するものとし、信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭(以下、「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等を延長後の本信託に承継し、残存株式等のうち年次業績連動報酬に相当する金額と今回拠出する金員の合計額を675百万円以内とします。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役に對するポイント（下記(4)のとおり。）の付与を行い、本信託はこのポイントに相当する当社株式の交付を行います。

## (4)取締役に交付がなされる当社株式数の算定方法及び上限

取締役に、信託期間中の毎年一定時期に、同年3月31日で終了した事業年度における業績達成度<sup>(\*)</sup>に応じてポイントが付与されます。ポイントの付与は、信託期間内において毎年行われます。

各取締役の退任時に、ポイントの累積値（以下、「累積ポイント数」という。）を算定し、累積ポイント数に応じた株式が交付されます。

なお、1ポイントは当社普通株式1株とします。ただし、信託期間中に株式分割・株式併合等の累積ポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされず。

(※) 業績達成度は、「親会社株主に帰属する当期純利益額」及び「親会社株主に帰属する当期純利益率」を指標として判定いたします。

取締役に交付される対象期間の当社株式の総数は338,000株を上限とします。この交付株式の総数の上限は、前記(3)の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しており、現在の当社の取締役に対する報酬支給水準、当社の取締役の員数の動向と今後の見込み、当社の株価水準等から相当であるものと判断しております。

### (5)取締役に対する当社株式の交付の時期

受益者要件を充足した取締役は、原則として取締役の退任時に、前記(4)に基づき算出される累積ポイント数に応じた当社株式の交付を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式について交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する数の当社株式については本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

### (6)本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社及び当社取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

### (7)クローバック制度等

対象取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該対象取締役に対し、本制度における交付予定株式の受益権の没収(マルス)、交付した株式相当の金銭の返還請求(クローバック)ができるものとします。

### (8)当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

### (9)その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、取締役会において定めます。

## 第6号議案 取締役に対する中期インセンティブ報酬としての株式報酬制度継続及び改定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）を対象とした中期業績連動株式報酬制度（以下、「本制度」という。）は、中期経営計画「VISION2025」の達成度にリンクしたインセンティブ報酬として、2021年6月22日開催の第36期定時株主総会における「取締役に対し中期インセンティブ報酬として株式報酬制度を導入する件」でご承認をいただいておりますが、中期経営計画「VISION2025」は2025年3月31日をもって終了いたしました。2025年4月1日より新たな中期経営計画「VISION2030」を開始したことに伴い、中期経営計画「VISION2030」の達成度等にリンクするインセンティブ報酬として、本制度の対象となる期間、報酬の上限金額、交付する株式数の上限及び業績達成条件の内容等を変更した上で継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、中期経営計画の達成を目指すことにより、取締役の中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、継続及び改定は相当であると考えております。

本議案は、第3号議案「取締役賞与支給の件」、第4号議案「取締役の報酬額改定の件」及び第5号議案「取締役に対する年次業績連動報酬としての株式報酬制度継続及び改定の件」とは別枠で、取締役（社外取締役及び非常勤取締役（以下、「非業務執行取締役」という。）を除く。）に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

本制度の対象となる取締役（非業務執行取締役を除く。）の員数は、第1号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、当社の子会社の取締役（非業務執行取締役を除く。）並びに、当社及び当社の子会社のコーポレートオフィサー・執行役員・幹部社員に対しても本制度と同様の中期経営計画の財務目標の達成度と連動するインセンティブプランを継続することを予定しております。

### 2. 本制度における報酬等の額及び内容等

#### (1)本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、中期経営計画の財務目標の達成度に応じて当社の取締役（非業務執行取締役を除く。）に当社株式が交付される株式報酬制度です。

項目	本制度の内容の概要
①本制度の対象となる当社株式の交付の対象者	当社の取締役(非業務執行取締役を除く。以下同じ。)
②本制度の対象となる期間 (後記(2)のとおり。)	5事業年度

③当社が拠出する金員の上限 (後記(3)のとおり。)	対象期間(5事業年度)において334百万円
④取締役に交付がなされる当社株式数の上限(付与ポイント数の上限) (後記(4)のとおり。)	対象期間(5事業年度)において162,000株(162,000ポイント)
⑤当社株式の取得方法 (後記(3)のとおり。)	当社株式は、株式市場から取得予定(今回の対象期間において必要な株式は株式市場からの買付によって取得予定のため、希薄化は生じない。)
⑥業績達成条件の内容 (後記(4)のとおり。)	中期経営計画「VISION2030」の毎事業年度における業績目標(連結経常利益率及び連結ROE)に対する達成度及び非財務指標(エンゲージメントスコア)の改善度に応じて0%~125%の範囲で変動
⑦当社株式の交付の時期 (後記(5)のとおり。)	対象期間終了後

## (2)本制度の対象となる期間

本制度は、中期経営計画「VISION2030」の対象期間である2026年3月31日で終了する事業年度から2030年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度(以下、「対象期間」という。)を対象とします。

## (3)当社が拠出する金員の上限

当社は、対象期間における取締役への報酬として334百万円を上限とする金員を拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間5年間の信託を設定します。なお、設定する信託は、第5号議案にてご承認をお願いしている年次業績連動型株式報酬制度と同一の既に当社が設定済みの信託(以下、「本信託」という。)の信託期間を5年間延長して活用するものとし、信託財産内に残存する当社株式(取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。)及び金銭(以下、「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等を延長後の本信託に承継し、残存株式等のうち中期インセンティブ報酬に相当する金額と今回拠出する金員の合計額を334百万円以内とします。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、取締役に對する株式交付ポイント(下記(4)のとおり。)の付与を行い、本信託はこのポイントに相当する当社株式の交付を行います。

## (4)取締役に交付がなされる当社株式数の算定方法及び上限

取締役に交付がなされる当社株式数は、以下の株式交付ポイントの算定式に従って算出されるポイント数に応じて算定します。

(株式交付ポイントの算定式)

権利ポイント<sup>\*1</sup>×達成度支給割合<sup>\*2</sup>

- ※ 1. 権利ポイントは、原則、役位等に応じて定める基準金額を本信託及び当社が別途設定している本制度と同様の従業員向けインセンティブプランにおける信託が当社株式を取得した時の株価で除して算定します。
- ※ 2. 達成度支給割合は、取締役会が決定する「VISION2030」の目標値である連結経常利益率、連結ROEに対する達成度及び非財務指標(エンゲージメントスコア)の改善度に応じて、0%～125%の範囲で変動します。一定の閾値に到達するまで支給割合は0%とします。

なお、1ポイントは当社普通株式1株とします。ただし、信託期間中に株式分割・株式併合等の権利ポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされません。

取締役に交付される対象期間の当社株式の総数は162,000株を上限とします。この交付株式の総数の上限は、前記(3)の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しており、現在の当社取締役に対する報酬支給水準、当社取締役の員数の動向と今後の見込み、当社の株価水準等から相当であるものと判断しております。

(5)取締役に対する当社株式の交付の時期

受益者要件を充足した取締役は、原則として対象期間終了後に、前記(4)に基づき算出される株式交付ポイント数に応じた当社株式の交付を受けるものとします。このとき、当該取締役は、株式交付ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式について交付を受け、残りのポイント数に相当する数の当社株式については本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(6)本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、当社及び当社取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(7)クローバック制度等

対象取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該対象取締役に対し、本制度における交付予定株式の受益権の没収(マルス)、交付した株式相当の金銭の返還請求(クローバック)ができるものとします。

(8)当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(9)その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、取締役会において定めます。

## 第7号議案 非業務執行取締役に対する非業績連動型株式報酬制度導入の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の非業務執行取締役の報酬は「月額固定報酬」により構成されておりますが、非業務執行取締役を対象とした非業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を新たに導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、非業務執行取締役に対して中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様とのより一層の利益の共有を図ることを目的としております。また、非業務執行取締役は客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監視機能を担っていることから、交付する株式数を業績とは連動させない非業績連動型としております。これらにより、本制度の導入は相当であると考えております。

本議案は、第4号議案「取締役の報酬額改定の件」とは別枠で、非業務執行取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

本制度の対象となる非業務執行取締役の員数は、第1号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額及び内容等

#### (1)本制度の概要

本制度は、当社が拠出する非業務執行取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の非業務執行取締役に当社株式が交付される株式報酬制度です。

項目	本制度の内容の概要
①本制度の対象となる当社株式の交付の対象者	当社の非業務執行取締役
②本制度の対象となる期間 (後記(2)のとおり。)	5事業年度
③当社が拠出する金員の上限 (後記(3)のとおり。)	対象期間(5事業年度)において55百万円
④取締役に交付がなされる当社株式数の上限(付与ポイント数の上限)(後記(4)のとおり。)	対象期間(5事業年度)において27,000株(27,000ポイント)
⑤当社株式の取得方法 (後記(3)のとおり。)	当社株式は、株式市場から取得予定(今回の対象期間において必要な株式は株式市場からの買付によって取得予定のため、希薄化は生じない。)

⑥当社株式の交付の時期 (後記(5)のとおり。)	取締役の退任時
-----------------------------	---------

## (2)本制度の対象となる期間

本制度は、2026年3月31日で終了する事業年度から2030年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度(以下、「対象期間」という。)を対象とします。

## (3)当社が拠出する金員の上限

当社は、対象期間における非業務執行取締役への報酬として55百万円を上限とする金員を拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間5年間の信託を設定します。なお、設定する信託は、第5号議案及び第6号議案にてご承認をお願いしている株式報酬制度と同一の既に当社が設定済みの信託(以下、「本信託」という。)の信託期間を5年間延長して活用するものとします。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、非業務執行取締役に対する株式交付ポイント(下記(4)のとおり。)の付与を行い、本信託はこのポイントに相当する当社株式の交付を行います。

## (4)非業務執行取締役に交付がなされる当社株式数の算定方法及び上限

非業務執行取締役には、信託期間中の毎年一定の時期に、在任期間等に応じてポイント<sup>(※)</sup>が付与されます。

各非業務執行取締役の退任時に、ポイントの累積値(以下、「累積ポイント数」という。)を算定し、累積ポイント数に応じた株式が交付されます。

なお、1ポイントは当社普通株式1株とします。ただし、信託期間中に株式分割・株式併合等の累積ポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされません。

(※)ポイントは、原則、在任期間等に応じて算出する基準金額を本信託及び当社が別途設定している従業員向けインセンティブプランにおける信託が当社株式を取得した時の株価で除して算定します。

非業務執行取締役に交付される対象期間の当社株式の総数は27,000株を上限とします。この交付株式の総数の上限は、前記(3)の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しており、現在の当社の非業務執行取締役に対する報酬支給水準、当社の非業務執行取締役の員数の動向と今後の見込み、当社の株価水準等から相当であるものと判断しております。

## (5)非業務執行取締役に対する当社株式の交付の時期

受益者要件を充足した非業務執行取締役は、原則として取締役の退任時に、前記(4)に基づき算出される累積ポイント数に応じた当社株式の交付を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式について交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する数の当社株式については本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(6)本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、当社及び当社取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(7)クローバック制度等

非業務執行取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該非業務執行取締役に対し、本制度における交付予定株式の受益権の没収（マルス）、交付した株式相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

(8)当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(9)その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、取締役会において定めます。

**第8号議案 監査役の報酬額改定の件**

当社の監査役の報酬額は、2013年6月18日開催の第28期定時株主総会において、月額550万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、その後の事業環境の変化等に伴い監査役の職務範囲は拡大し、その責務が増大しております。引き続き責務に見合った適正な報酬水準の維持と優秀な人材を招聘・確保するため、監査役の報酬額を月額800万円以内に改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案「監査役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役は4名となります。

以 上



# 事業報告 [2024年4月1日から2025年3月31日まで]

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### 01 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の持ち直しやインバウンド需要の増加等により、緩やかな回復基調で推移しました。一方で資源価格の高止まりや中国経済の減速のほか、地政学リスクの高まり、米国の政策動向の影響懸念等により、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

当社グループにおける当連結会計年度の経営成績については、売上高216,379百万円（前期比10.9%減）、営業利益12,457百万円（前期比19.3%減）、経常利益11,415百万円（前期比18.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益8,874百万円（前期比11.1%減）となりました。

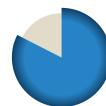
### （ご参考） 2026年3月期の連結業績見通し

国内外の景気は、資源価格の高止まりや中国経済の減速に加え、地政学リスクの高まりなど、不透明な状況が依然として続いております。

新中期経営計画「VISION2030」の初年度となる2026年3月期において、企業のIT投資はクラウド移行やセキュリティ対策を中心として堅調に推移していくことで、コンピュータシステム関連事業は引き続き底堅い業績を見込んでいる一方で、半導体及び電子デバイス事業では顧客における在庫調整期間の長期化の影響等が事業環境の不確実性を高めております。以上の内容に基づく2026年3月期の通期連結業績見通しは、売上高200,000百万円（前期比7.6%減）、経常利益10,000百万円（前期比12.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益7,000百万円（前期比21.1%減）を見込んでおります。

# 半導体及び電子デバイス事業

売上高構成比  
82.7%



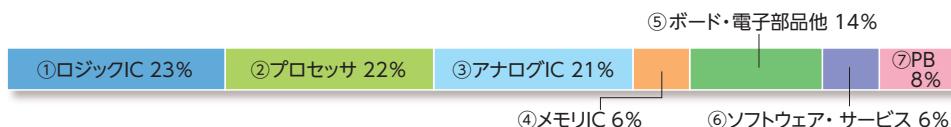
売上高 179,051百万円

**主要な事業内容** 半導体製品、ボード・電子部品、ソフトウェア・サービスの販売及びプライベートブランド (PB) 製品の製造・販売等

中国市場の停滞やサプライチェーンにおける在庫調整の影響が長期化している中、当社グループにおいては車載向け半導体製品の販売が顧客商権の拡大もあり堅調に推移し、ウェーハ検査装置事業も業績に寄与しました。一方で、産業機器向け半導体製品の販売が減少したことに加え、通信機器向け及び民生機器向け半導体製品の販売も低調に推移したことなどから、当連結会計年度は外部顧客への売上高179,051百万円（前期比14.7%減）、経常利益6,149百万円（前期比41.2%減）となりました。

(ご参考)

品目別売上高構成比



## ①ロジックIC

デジタル信号処理を行うIC、特定用途向け専用IC、カスタムICなど



### 主な仕入れ先

インフィニオン テクノロジーズ社、NXP Semiconductors社、テキサス・インスツルメンツ社、ラティス セミコンダクター社、マックスリニア社

### 主な最終製品

車載電子制御ユニット、カーナビゲーション、車載計器、FA機器、通信基地局

## ②プロセッサ

コンピュータの頭脳として演算・制御機能を持つIC



### 主な仕入れ先

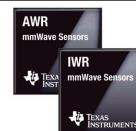
マイクロプロセッサ (NXP Semiconductors社、インテル社) マイクロコントローラ (インフィニオン テクノロジーズ社) DSP (テキサス・インスツルメンツ社)

### 主な最終製品

カーナビゲーション、車載計器、車載電子制御ユニット、FA機器、工業用ロボット、産業用PC、電子楽器

## ③アナログIC

アナログ信号の増幅・発振などの処理を行うIC



### 主な仕入れ先

テキサス・インスツルメンツ社

### 主な最終製品

FA機器、工業用ロボット、計測器、医療機器、カーナビゲーション、電子楽器

## ⑦PB

inrevium、東京エレクトロン デバイス長崎株式会社

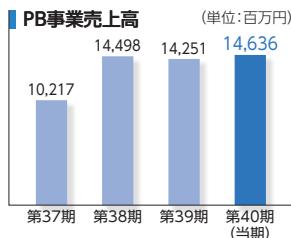


### 主な製品

設計・量産受託サービス、ウェーハ検査装置、プライベートブランド製品、画像処理ソフトウェア

### 主な販売先

医療機器メーカー、産業機器メーカー、半導体製造装置メーカー



プライベートブランド (PB) 事業は、当社と連結子会社の東京エレクトロン デバイス長崎株式会社 (TED長崎) で構成されています。

当社では、産業機器向けの設計・量産受託サービスが低調でありましたが、ウェーハ検査装置の売上が寄与しました。TED長崎は、電力機器向け自社製品の売上は好調に推移しましたが、半導体製造装置向け基板の売上が減速し、低調に推移しました。このことから、PB事業の当連結会計年度の売上高は14,636百万円となりました。

なお、株式会社ファーストは、2025年1月1日付で当社が吸収合併いたしました。

## コンピュータシステム関連事業

売上高構成比  
17.3%



売上高 37,327百万円

**主要な事業内容** ネットワーク関連製品、ストレージ関連製品、セキュリティ関連製品の販売及び保守・監視サービス等

デジタル変革（DX）の推進に伴うデータ量の急増やクラウド化が進展する中、クラウド移行やセキュリティ対策へのIT投資は引き続き堅調であり、当社が取り扱うネットワーク関連製品、ストレージ関連製品、セキュリティ関連製品及びサブスクリプション型ライセンスの販売が好調に推移しました。また、製品の販売に付随する設計・構築サービス及び保守・監視サービス需要も拡大したことなどから、当連結会計年度は外部顧客への売上高37,327百万円（前期比13.2%増）、経常利益5,266百万円（前期比52.0%増）となりました。



**①ネットワーク関連製品**

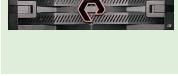
イーサネットスイッチ、インターネットの負荷分散



主な仕入先  
アリスタネットワークス社、F5社、エクストリーム ネットワークス社

**②ストレージ関連製品**

大容量データへの高速接続、記憶



主な仕入先  
ピュアストレージ社

**③セキュリティ関連製品他**

コンピュータシステム・ネットワーク・データの攻撃・破損・不正アクセスからの保護



主な仕入先  
ネットスコープ社、ニュータニックス社、センネルワン社

**④保守・監視サービス**

機器の保守サービス、セキュリティ監視サービス



主な製品  
ネットワーク機器保守サービス、ストレージ機器保守サービス、セキュリティ監視サービス

**サービスビジネスの強化**

最新のソリューションをお客様のフェーズに合わせた確かなサービスとともに提供  
各種技術サービスを通じてソリューション活用の最大化を図ることで、お客様とのリレーション、エンゲージメントを強化します。その結果、より高付加価値な製品・サービスを提供するアップセル、より広範囲の商材を提供するクロスセル、リニューアルと、お客様と継続した関係を築くことを目指しています。



技術支援トレーニング

<自社サービス例> TED B Lab TED AI Lab TED-SOC

※SOC: Security Operation Center

## 02 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は1,731百万円であり、主に本社移転に伴う入居施設工事等によるものであります。

## 03 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## 04 対処すべき課題

当社グループは、IoT・ロボット・AI・ビッグデータといった先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れて経済発展と社会的課題の解決を両立していく高効率スマート社会（Society 5.0）の到来を見据え、デジタルトランスフォーメーション（DX）、即ち「データとデジタル技術を活用した製品やサービス、ビジネスモデルの革新等」に貢献していくための製品・サービスを提供してまいります。

当社グループは、現行の中期経営計画「VISION2025」に続く、新たな中期経営計画「VISION2030」（対象期間：2026年3月期～2030年3月期）を策定しており、半導体やITを中心とする最先端テクノロジーを通して社会課題に向き合い、期待を超える価値を持つ解決策を提供することで社会の持続的発展に貢献することをミッション（経営方針）に掲げ、そのVISIONとして「メーカーと技術商社の力で潜在的な社会課題を解決する会社」と制定しております。また、「VISION2030」達成に向けた全社方針といたしましては、当社グループが持つ「メーカー」と「技術商社」の力により潜在的な社会課題である顧客課題の解決を図るとともに、持続的な利益成長に資する行動を推進してまいります。

同時に「VISION2030」におけるサステナビリティへの取組みに関して、「会社が培ってきたリソースを活かしたサステナブルな社会への貢献」、「基本的人権の尊重を根幹に据えた労働環境・人事制度の構築」及び「社会と会社の持続可能な関係を継続させていくための環境負荷の軽減」の3項目をマテリアリティ（重要課題）として設定し、「サステナビリティ委員会」を主軸として取り組んでおります。

人的資本・多様性の観点では、グローバルな視点で顧客満足を追求できる人材を育成し、社員の向上意欲を支援していくために個々の能力を伸ばす環境を整備することに加え、次世代リーダーの育成に注力してまいります。

気候変動関連については、関連リスク及び機会を踏まえた戦略と組織のレジリエンスについて検討するため、IEA（国際エネルギー機関）やIPCC（気候変動に関する政府間パネル）による気候変動シナリオ（2℃シナリオ及び4℃シナリオ）を参照し、2050年までの長期的な当社グループへの影響を考察し、「半導体及び電子デバイス事業」、「プライベートブランド（PB）事業」及び「コンピュータシステム関連事業」それぞれにおけるシナリオ分析を実施いたしました。また、2050年度におけるカーボンニュートラルに向けて、2030年度の目標を2021年度対比で50%削減としております。この取組みの一環として、2023年10月よりエンジニアリングセンター（横浜市都筑区）及び2024年10月より新宿サポートセンター（東京都新宿区）において実質再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを実施しております。また、2024年10月に実質再生可能エネルギー由来の電力を使用している渋谷サクラステージ SHIBUYAタワー（東京都渋谷区）に本社を移転しております。

今後も再生可能エネルギーの利用を促進することにより、2025年度中に2030年度の目標（2021年度対比で50%削減）を前倒して達成できる見込みです。

これらの課題の解決に取り組むことで会社の持続的な発展（企業価値の向上）を目指してまいります。

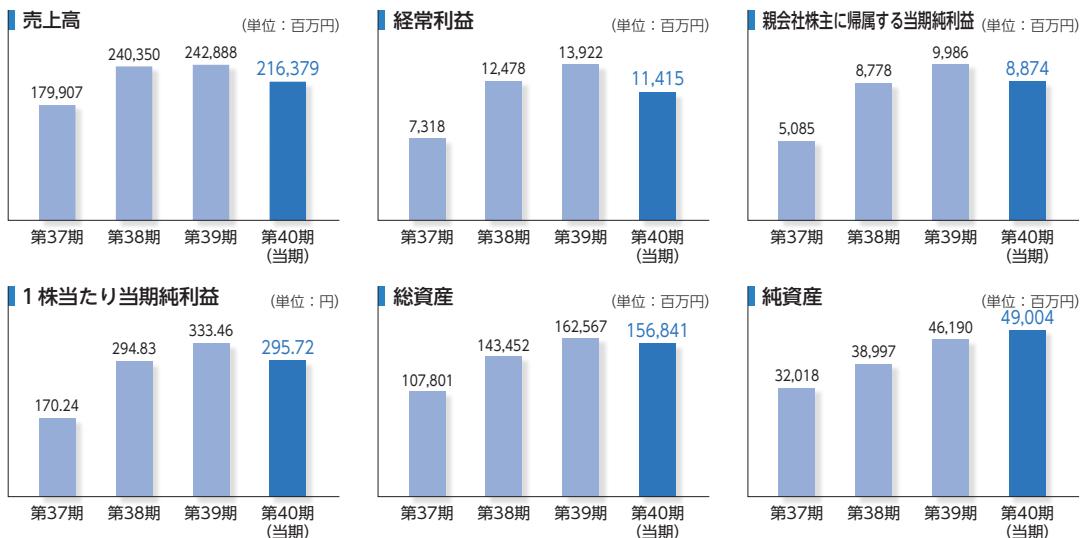
なお、メーカーへの進化を志向する上で将来的な事業成長に必要な投資を実行していくために、まずは収益性の向上により一定の内部留保を蓄積するとともに、資本構成を考慮した最適な調達手段による資金確保が課題であると認識しております。

## 05 財産及び損益の状況の推移

区分	第37期 2022年3月期	第38期 2023年3月期	第39期 2024年3月期	第40期(当期) 2025年3月期
売上高 (百万円)	179,907	240,350	242,888	216,379
経常利益 (百万円)	7,318	12,478	13,922	11,415
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,085	8,778	9,986	8,874
1株当たり当期純利益 (円)	170.24	294.83	333.46	295.72
総資産 (百万円)	107,801	143,452	162,567	156,841
純資産 (百万円)	32,018	38,997	46,190	49,004

- (注) 1. 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。また、「役員報酬BIP信託」、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」及び「株式付与ESOP信託」導入に伴い設定された信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を第40期の期首から適用しており、第40期における財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (ご参考)



※当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

**06 重要な子会社の状況**（2025年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東京エレクトロン デバイス長崎株式会社	千円 134,000	% 76.17	(注4)
TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.	千香港ドル 5,165	100.00	(注5)
TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.	千人民元 1,000	(100.00)	
TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.	千シンガポールドル 250	(100.00)	
TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITED	千タイバーツ 2,000	(注3) (49.00)	
TOKYO ELECTRON DEVICE AMERICA, INC.	千USドル 300	100.00	(注6)

- (注) 1. 当社の出資比率における ( ) の数字は、間接出資比率を示しております。  
 2. 当社は、2025年1月に株式会社ファースト（連結子会社）を吸収合併しております。  
 3. TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITEDについては、当社の（間接）出資比率は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため連結子会社としております。  
 4. 主要な事業として電子機器の開発・設計・製造・販売等を営んでおります。  
 5. 主要な事業として半導体関連製品の販売等を営んでおります。  
 6. 主要な事業として半導体関連製品及びソフトウェア等の販売・マーケティング等を営んでおります。

**07 主要な事業所**（2025年3月31日現在）

① 当社

(本社)

東京都渋谷区

(横浜港北物流センター、エンジニアリングセンター)

神奈川県横浜市

(新宿サポートセンター)

東京都新宿区

(その他の事業拠点)

宮城県仙台市、福島県いわき市、茨城県水戸市、埼玉県さいたま市、東京都立川市、神奈川県大和市、長野県松本市、静岡県浜松市、愛知県岡崎市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、福岡県福岡市、佐賀県伊万里市

(注) 当社は、2024年10月に本店所在地を「神奈川県横浜市」から「東京都渋谷区」へ変更しております。

② 重要な子会社

(国内)

東京エレクトロン デバイス長崎株式会社

(本社)

長崎県諫早市

(その他の事業拠点)

東京都渋谷区

(海外)

TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.

中国

TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.

中国

TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.

シンガポール

TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITED

タイ

TOKYO ELECTRON DEVICE AMERICA, INC.

米国

## 08 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

### ① 当社グループの従業員数

事業区分	従業員数	前期末比増減数
半導体及び電子デバイス事業	801名	114名減
コンピュータシステム関連事業	311名	増減なし
全社（共通）	271名	140名増
合計	1,383名	26名増

(注) 半導体及び電子デバイス事業及び全社（共通）における従業員数の増減については、グループガバナンスの強化及び部門連携の促進を目的とした組織再編などによるものです。

### ② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,163名	125名増	46.0歳	15.2年

(注) 1. 当社における従業員数の増加は、主に株式会社ファースト（連結子会社）を吸収合併したことなどによるものです。  
2. 従業員数には、退職者15名を含めておりません。

## 09 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	百万円 16,660
株式会社横浜銀行	6,800
株式会社三菱UFJ銀行	5,500
株式会社山梨中央銀行	2,700
株式会社肥後銀行	2,500
株式会社みずほ銀行	1,400

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

<b>01</b>	<b>発行可能株式総数</b>	76,800,000株
<b>02</b>	<b>発行済株式の総数</b>	31,336,500株 (うち自己株式1,515株)
<b>03</b>	<b>株 主 数</b>	25,347名
<b>04</b>	<b>大 株 主</b>	

株 主 名	持 株 数	持株比率
東京エレクトロン株式会社	10,598,100株	33.82%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,439,000	7.78
東京エレクトロンデバイス社員持株会	1,662,073	5.30
野村信託銀行株式会社 (東京エレクトロンデバイス社員持株会専用信託口)	836,800	2.67
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	499,900	1.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・75723口)	369,867	1.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・76625口)	354,369	1.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口・76616口)	305,274	0.97
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	194,800	0.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	164,257	0.52

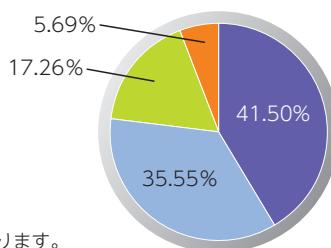
(注) 1. 上記の持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

2. 野村信託銀行株式会社 (東京エレクトロンデバイス社員持株会専用信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・75723口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・76625口) 及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口・76616口) は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」、「役員報酬BIP信託」及び「株式付与ESOP信託」導入に伴い設定された信託であります。なお、当該株式を連結計算書類及び計算書類上は自己株式として処理しております。

### (ご参考)所有者別株式数

■ 個人その他	13,003,287株
■ その他国内法人	11,138,896株
■ 金融機関・証券会社	5,409,722株
■ 外国法人等	1,784,595株

※自己株式1,515株は、「個人その他」に含めております。



## 05 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

### ①取締役を対象とした年次業績連動株式報酬制度

当社では、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下、「取締役」という。）を対象に、取締役の報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、継続的な業績の向上達成意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めることを目的に年次業績連動株式報酬制度として「役員報酬BIP信託」を導入しております。当該制度は、当社が拠出する取締役報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、業績達成度に応じて当社の取締役を対象に、当社株式が交付される業績連動株式報酬制度となります。

当該制度において取締役が株式の交付を受けるのは原則として取締役退任時となることから、2024年6月19日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し株式を交付しております。

### ②取締役を対象とした中期業績連動株式報酬制度

当社では、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下、「取締役」という。）を対象に、現行の中期経営計画の達成を目指すことにより、中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に中期業績連動株式報酬制度として「役員報酬BIP信託」を導入しております。当該制度は、2022年3月期から2025年3月期までの4事業年度（以下、「対象期間」という。）を対象として、取締役の役位等及び中期経営計画「VISION2025」目標値の達成度に応じて当社株式の交付を行う制度となります。なお、採用した「役員報酬BIP信託」は、前項の「①取締役を対象とした年次業績連動株式報酬制度」に記載している信託と同一のものとなります。

当該制度において取締役が株式の交付を受けるのは対象期間終了後となり、当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式はありません。

なお、国内連結子会社の取締役並びに当社及び国内連結子会社の執行役員・幹部社員に対しても同様の中期業績連動株式報酬制度を導入しております。

### ③取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く。)	28,800	1
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 上記株式数には金銭換価された株式数12,468株は含まれておりません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### 01 取締役及び監査役 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長・CEO	徳重敦之	コーポレートオフィサー 執行役員
代表取締役	長谷川雅巳	コーポレートオフィサー 執行役員副社長 コーポレート営業統括 EC BU/BUGM
取締役	佐伯幸雄	コーポレートオフィサー 執行役員副社長 ビジネスプラットフォーム統括本部長 内部統制担当
取締役	常石哲男	株式会社レゾナック・ホールディングス社外取締役
取締役	鬼塚ひろみ	株式会社JVCケンウッド社外取締役
取締役	西田啓	—
取締役	逢坂清治	株式会社AIST Solutions代表取締役社長
常勤監査役	河合信郎	—
常勤監査役	松井勝之	—
監査役	湯浅紀佳	三浦法律事務所 パートナー弁護士 株式会社コーサー社外取締役 セントケア・ホールディング株式会社社外取締役 第二東京弁護士会 副会長
監査役	桑原清幸	桑原清幸会計事務所 代表

指名委員会委員：西田 啓、佐伯 幸雄、常石 哲男、鬼塚 ひろみ、逢坂 清治  
報酬委員会委員：鬼塚 ひろみ、佐伯 幸雄、常石 哲男、西田 啓、逢坂 清治

- (注) 1. 取締役 鬼塚ひろみ氏、西田啓氏及び逢坂清治氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役 松井勝之氏、湯浅紀佳氏及び桑原清幸氏は、社外監査役であります。  
3. 当社と社外役員の重要な兼職の状況に記載の法人等との間に、特記すべき関係はありません。  
4. 監査役4名のうち3名は以下のとおり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。  
監査役 河合信郎氏：当社における財務や内部監査を中心とした企業会計の実務経験  
監査役 松井勝之氏：上場企業における財務等の実務経験  
監査役 桑原清幸氏：公認会計士の資格保有  
5. 当社は、社外取締役 鬼塚ひろみ氏、西田啓氏及び逢坂清治氏、社外監査役 松井勝之氏、湯浅紀佳氏及び桑原清幸氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。  
6. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、取締役 常石哲男氏、鬼塚ひろみ氏、西田啓氏及び逢坂清治氏、監査役 河合信郎氏、松井勝之氏、湯浅紀佳氏及び桑原清幸氏との間で、任務を怠ったことによって当社に対して賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。  
ただし、責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

7. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役 徳重敦之氏、長谷川雅巳氏、佐伯幸雄氏、常石哲男氏、鬼塚ひろみ氏、西田啓氏及び逢坂清治氏、監査役 河合信郎氏、松井勝之氏、湯浅紀佳氏及び桑原清幸氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員（既に退任又は退職している者及び保険期間中に当該役職に就く者を含む。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者が負担することになる損害賠償請求に起因する損害を当該保険契約により填補することとし、被保険者のすべての保険料は当社が全額負担することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とするなど、一定の免責事由があります。

9. 監査役 湯浅紀佳氏の戸籍上の氏名は、國井紀佳であります。

10. 当社では、経営と業務執行を分離するため、コーポレートオフィサー制度及び執行役員制度を導入しております。コーポレートオフィサーは、全社的な視座を持つ当社グループの執行側の最高位の職位として、当社の経営執行に責任を有し、取締役会に出席して議案説明や質疑に対応することで、取締役会の監督機能の一層の強化を図ってまいります。また、グループ経営執行における最高責任者の明確化を目的としてCEO（最高経営責任者）を新設しております。2025年4月1日現在の、CEO（最高経営責任者）、コーポレートオフィサー及び執行役員は次のとおりであります。

氏名	担当
徳重敦之	CEO（最高経営責任者） コーポレートオフィサー 執行役員
長谷川雅巳	コーポレートオフィサー 執行役員副社長 コーポレート営業統括 EC BU/BUGM
佐伯幸雄	コーポレートオフィサー 執行役員副社長 内部統制担当
宮本隆義	コーポレートオフィサー 執行役員副社長 CN BU/BUGM CN営業本部長 リスク管理委員長 管理担当
篠田一樹	コーポレートオフィサー 執行役員副社長 コーポレート技術統括 PB BU/BUGM コンプライアンス委員長
三品俊一	コーポレートオフィサー 執行役員専務 EC BU/副BUGM (EC/PB事業連携担当) パネトロンカンパニー プレジデント 車載営業本部長
二宮潤	コーポレートオフィサー 執行役員常務 ビジネスプラットフォーム統括本部長 経営企画センター長 サステナビリティ委員長
成田隆慶	コーポレートオフィサー 執行役員 CN BU/副BUGM CN技術本部長 システムエンジニアリング部長 コーポレートイノベーション担当
神本光敬	コーポレートオフィサー 執行役員 PB BU/副BUGM PB営業本部長
初見泰男	執行役員 クラウドIoTカンパニー プレジデント
上善良直	執行役員 CN BU/副BUGM 経営戦略担当
安村達志	執行役員 EC第一営業本部長 EC第二営業本部長
土肥健史	執行役員 ビジネスプラットフォーム統括本部長代理 人事・総務センター長
湯浅剛	執行役員 EC技術本部長 第三技術部長
安藤智明	執行役員 インダストリアルソリューションカンパニー プレジデント
木内茂	執行役員 ビジネスプロセスセンター長 カスタマーサポート部長
五藤孝幸	執行役員 TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.総経理

## 02 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の内部委員会である報酬委員会が原案を協議・策定の上、2024年5月14日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決定しております。

#### a. 取締役報酬の基本方針

当社グループの取締役報酬の基本方針として重視する点は次のとおりとしております。

- ・日本国内において優秀な経営人材を確保できるための競争力のある水準と制度
- ・短期的業績及び持続的な成長に向けた中長期の企業価値向上との高い連動性
- ・報酬決定のプロセスの透明性・公正性、報酬の妥当性の確保

#### b. 取締役の報酬水準に関する考え方

- ・DRIVING DIGITAL TRANSFORMATIONをミッションとし、それを通じて未来社会の発展に貢献することを旨とする企業の取締役の報酬として、当該領域で事業展開する日本企業の中で、競争力のある水準を目指しております。
- ・取締役固定報酬は、各取締役の機能・役割に応じて外部調査機関の調査データを活用し、ベンチマークを設定しております。
- ・取締役変動報酬は当社業績水準に対応した要素が不可欠であることから、「親会社株主に帰属する当期純利益」の5%以内の年次業績連動報酬を設定しております。
- ・中長期インセンティブ報酬は、目標とする財務モデル、期間等に基づいて設定しております。

#### c. 報酬の構成

##### ・常勤取締役

月額固定報酬、年次業績連動報酬及び中長期インセンティブ報酬により構成し、年次業績連動報酬の一部と中長期インセンティブ報酬については株式報酬としております。

##### ・社外取締役（独立役員）

月額固定報酬のみを支給対象としております。

なお、当社取締役に対する役員退職慰労金制度については、2015年3月期以降を廃止しております。

#### d. 固定報酬

##### ・常勤取締役

外部調査機関の調査データを活用し、時価総額や規模が類似する企業の役職毎の報酬水準をベンチマークとしております。そのベンチマークに基づき、当社のCEO（最高経営責任者）の報酬を100とした場合の当社の他の役位毎の報酬水準レンジを定めた固定報酬テーブルを策定しております。

また、外部調査機関の調査データを基に、報酬委員会がCEOの固定報酬案を策定し、取締役会が決定しております。決定したCEOの固定報酬額を固定報酬テーブルに適用することで、他の役位の取締役の固定報酬レンジが計算され、その範囲内でCEOは他の取締役の固定報酬額を決定しております。

なお、非業務執行取締役（常勤）の報酬については、別途ガイドラインを設け決定しております。

##### ・社外取締役（独立役員）

外部調査機関の調査データを基に、固定報酬レンジを定めております。

指名・報酬の各委員手当、委員長の場合は委員手当に加えて委員長手当を別に支給しております。

e. 年次業績連動報酬

- ・年次業績連動報酬は、業績向上の達成意欲と株主価値の増大に向けた貢献意識を高めることを目的に、取締役の報酬と当社業績及び株主価値との連動性を明確にする報酬体系として設定しております。
- ・年次の「親会社株主に帰属する当期純利益」の金額（以下、「純利益額」という。）及び売上高に対する純利益額の割合（以下、「純利益率」という。）を指標とした年次業績連動報酬テーブルを基に、年次業績連動報酬を算定しております。純利益額及び純利益率は当社業績及び株主価値との連動性を明確にする現時点の最適の指標と判断しております。
- ・年次業績連動報酬の65％は当社業績と直接連動する現金賞与として毎期の定時株主総会で承認後に支給しております。ただし、年次業績連動報酬テーブルが規定する一定の業績を超過した場合、超過した業績連動報酬は現金賞与にて支給することとしております。
- ・年次業績連動報酬の35％は株主価値と連動する株式報酬として取締役退任時に支給しております。
- ・純利益額及び純利益率の伸長に応じて業績連動報酬は増加する仕組みとしていることから、固定報酬に対する業績連動報酬の支給割合の方針は設定しておりません。

f. 中長期インセンティブ報酬

- ・中長期インセンティブ報酬は、中期経営計画の達成を目指すことにより、中長期的な企業価値増大への意識を高めることを目的として設定しております。中期経営計画において設定した財務モデルの達成度に応じ、役員・職責に基づいて算出された基準額の0％から125％が支給されます。財務モデルの評価指標は、連結経常利益率、連結ROEを用います。

g. 取締役報酬決定のプロセス

- ・透明性・公正性を確保するため、取締役の報酬体系（取締役の固定報酬テーブル・年次業績連動報酬テーブル・中長期インセンティブ報酬テーブル）については、取締役会の内部委員会である報酬委員会が原案を協議・策定し、取締役会へ提案、審議の上、決定する仕組みとしております。
- ・CEOの報酬内容（固定報酬及び現金賞与）についても、報酬委員会が原案作成の上、取締役会の審議を経て決定しております。
- ・年次業績連動株式報酬については、年次の純利益額と純利益率を年次業績連動報酬テーブルに適用して計算されるポイントを毎年5月末日までに対象者に付与し、取締役退任時にポイントに応じた当社株式が交付されます。
- ・中長期インセンティブ報酬については、役員等に対応して定める基準額（権利ポイント）に、中期経営計画最終年度終了時の達成度にリンクして定まる支給割合を乗じて計算されるポイントに応じた当社株式が計画終了翌事業年度に交付されます。

h. CEOの報酬内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

- ・CEOの報酬内容（固定報酬及び現金賞与）について、報酬委員会が原案と決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## ②取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

CEO以外の取締役の報酬内容（固定報酬及び現金賞与）は、取締役会が決定した職責・役位に応じたテーブルを用いることを前提に取締役会から委任を受けたCEO徳重敦之氏が決定しておりますが、透明性・客観性を高めるため取締役会から委任された権限が適切に行使されるよう、CEOは決定に当たって報酬委員会の同意を得るものとしております。テーブルから外れる内容を原案とする場合には、取締役会での承認を必要としております。

CEO以外の取締役の報酬内容（固定報酬及び現金賞与）については、上記手続きを経て決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## ③監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬については、適切な監査活動が行われるべく、外部調査機関の調査データを活用し、類似する企業の報酬水準や取締役等との相対的な金額を勘案して設定する方針としており、月額固定報酬のみを支給対象としております。

監査役の月額固定報酬については、株主総会で承認された総額（月額）の範囲内で監査役の協議に基づき、常勤（社内）、常勤（社外）及び非常勤並びに独立役員に指定の有無によって報酬レンジを定めております。

## ④取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の月額固定報酬については、2019年6月19日開催の第34期定時株主総会において月額2,200万円以内（うち社外取締役分は月額300万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）です。

第40期（2025年3月期）に係る取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ。）に対する現金賞与については、2025年6月20日開催予定の第40期定時株主総会において承認可決された後支給することといたします。

取締役に対する年次業績連動株式報酬については、2021年6月22日開催の第36期定時株主総会において、2022年3月期から2025年3月期までの4事業年度における上限金額を合計300百万円、取締役が交付を受けることができる当社株式のポイント総数の上限を71,000ポイント（1ポイントは当社普通株式1株）とした上で、制度の継続を決議しております。当該定時株主総会終結時点における制度の対象となる取締役の員数は5名です。

取締役に対する中期業績連動株式報酬については、2021年6月22日開催の第36期定時株主総会において、2022年3月期から2025年3月期までの4事業年度における上限金額を合計260百万円、取締役が交付を受けることができる当社株式の総数の上限を61,000株とした上で、制度の導入を決議しております。当該定時株主総会終結時点における制度の対象となる取締役の員数は5名です。

監査役の月額固定報酬の上限枠については、2013年6月18日開催の第28期定時株主総会において月額550万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(注) 当社は2023年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、年次業績連動株式報酬における取締役が交付を受けることができる当社株式のポイント総数の上限は71,000ポイント（1ポイントは当社普通株式3株）となり、中期業績連動株式報酬における取締役が交付を受けることができる当社株式の総数の上限は183,000株となります。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬毎の種類別の総額				対象となる 役員の員数
		固定報酬 (注1、2)	年次業績連動報酬		中長期 インセンティブ 報酬	
			現金賞与 (注3)	株式報酬 (注4)	株式報酬 (注5)	
取締役 (社外取締役を除く。)	千円 310,597	千円 147,011	千円 110,314	千円 59,684	千円 △6,413 (注6)	名 5
監査役 (社外監査役を除く。)	30,600	30,600	—	—	—	1
社外取締役	34,500	34,500	—	—	—	4
社外監査役	31,500	31,500	—	—	—	3

- (注) 1. 確定拠出年金の掛金を含めております。
2. 当社は、指名委員会及び報酬委員会の委員のうち、社外取締役（独立役員）に対しては、委員手当（委員長の場合は委員手当に加え委員長手当）を支給しており、各委員手当及び委員長手当を含めております。
3. 当社は、年次業績連動報酬の65%を毎期の定時株主総会承認後に現金賞与として支給することとしております。「現金賞与」の詳細については、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、当事業年度に繰り入れた役員賞与引当金の額を記載しております。なお、年次業績連動報酬算定の指標につきましては、第40期（2025年3月期）の純利益額が8,874百万円（純利益率は4.10%）となりました。
4. 当社は、年次業績連動報酬の35%を取締役退任時に株式報酬として支給することとしております。年次業績連動報酬としての「株式報酬」（非金銭報酬）の内容は、「2.会社の株式に関する事項」の「05 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載の年次業績連動株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した額を記載しております。
5. 当社は、中期経営計画において設定した財務モデルの達成度に応じ、役位・職責に基づいて算出された基準額の0%から125%を中長期インセンティブ報酬として支給することとしております。中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬」（非金銭報酬）の内容は、「2.会社の株式に関する事項」の「05 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載の中期業績連動株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した額を記載しております。なお、中長期インセンティブ報酬算定の指標につきましては、第40期（2025年3月期）の連結経常利益率が5.27%、連結ROEが20.10%となりました。
6. 2024年6月19日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の引当金振戻しによるものです。
7. 上記には、2024年6月19日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外取締役1名を含めております。

### 03 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との関係については、「01 取締役及び監査役」に記載のとおりであります。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	鬼塚 ひろみ	当事業年度に開催された取締役会（13回）すべてに出席し、電機業界及びIT業界における知見や上場企業における監査役・社外取締役（監査等委員）としての経験に基づき、少数株主の利益保護及び多様性を意識した客観的な立場から当社の経営に対する様々な助言・指摘が行われました。また、報酬委員会（8回）のうち7回に出席するとともに、委員長（議長）として委員会の運営を牽引し、株式報酬割合に関する議論や、次期インセンティブ計画並びに月額固定報酬に関する検討等に携わったほか、指名委員会（6回）のうち5回に出席し、取締役候補者、CEO（最高経営責任者）候補者及び独立役員候補者の検討や、後継者育成計画に関する議論に携わりました。
取締役	西田 啓	当事業年度に開催された取締役会（13回）すべてに出席し、上場会社におけるマネジメント経験やエレクトロニクス業界における知見に基づき、少数株主の利益保護及び多様性を意識した客観的な立場から当社の経営に対する様々な助言・指摘が行われました。また、指名委員会（6回）すべてに出席するとともに、委員長（議長）として委員会の運営を牽引し、取締役候補者、CEO（最高経営責任者）候補者及び独立役員候補者の検討や、後継者育成計画に関する議論に携わったほか、報酬委員会（8回）すべてに出席し、株式報酬割合に関する議論や、次期インセンティブ計画並びに月額固定報酬に関する検討等に携わりました。
取締役	逢坂 清治	2024年6月の取締役就任以後に開催された取締役会（10回）すべてに出席し、エレクトロニクス業界における知見、上場会社におけるマネジメント経験及び長年の海外駐在経験などに基づき、少数株主の利益保護及び多様性を意識した客観的な立場から当社の経営に対する様々な助言・指摘が行われました。また、報酬委員会（6回）すべてに出席し株式報酬割合に関する議論や、次期インセンティブ計画並びに月額固定報酬に関する検討等に携わったほか、指名委員会（5回）すべてに出席し、取締役候補者、CEO（最高経営責任者）候補者及び独立役員候補者の検討や、後継者育成計画に関する議論に携わりました。
常勤監査役	松井 勝之	当事業年度に開催された取締役会（13回）及び監査役会（8回）すべてに出席し、上場企業における財務等に関する知見や海外での駐在を通じて培われた経験に基づき、各会議では多角的な視点による意見・指摘等が行われました。
監査役	湯浅 紀佳	当事業年度に開催された取締役会（13回）及び監査役会（8回）すべてに出席し、弁護士としての経験及び専門知識に基づき、各会議では多角的な視点による意見・指摘等が行われました。
監査役	桑原 清幸	当事業年度に開催された取締役会（13回）及び監査役会（8回）すべてに出席し、公認会計士としての経験及び専門知識に基づき、各会議では多角的な視点による意見・指摘等が行われました。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす決議が1回ありました。  
2. 上記の報酬委員会の開催回数のほか、報酬委員会の決議があったものとみなす決議が1回ありました。

#### ③ 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額については、「02 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」の「⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等」に記載のとおりであります。

## 5. 会計監査人の状況

### 01 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 02 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

区 分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	千円 67,200	千円 —
連結子会社	5,300	—
計	72,500	—

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人から入手した過年度の監査報酬・監査時間の推移及び報酬見積もりの算出根拠等を確認し、職務の遂行状況等についても検討した結果、会計監査人の報酬等の額に対する会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 重要な子会社であるTOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.、TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.、TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD. 及び TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITEDは、当社会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### 03 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の独立性、適格性等を勘案し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に付議いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

### 01 業務の適正を確保するための体制

#### [内部統制システムの基本方針]

- ・取締役は、「内部統制に関する取締役行動指針」に基づき、公正かつ適切な経営の実現を図るとともに、内部統制に関して従業員への周知徹底を行う。
- ・市民社会の秩序・安全ならびに企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。不当要求に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的な対応を図る。
- ・「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告を含む企業情報の信頼性向上」、「法令遵守」、「資産の保全」を目的として、マネジメントプロセスと統合した内部統制システムの構築を目指す。
- ・CEO（最高経営責任者）は、内部統制担当取締役ならびにコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の活動を通じて、内部統制システムの整備を推進する。

内部統制の体制整備のために以下のとおり取り組む。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、行動の基準・規範を示した「内部統制に関する取締役行動指針」を遵守し、法令遵守は当然との認識のもと、高い倫理観をもって公正かつ適切な経営を実践し、社内組織において率先垂範する。
- ② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ③ 取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、社外取締役を含む非業務執行取締役の招聘を推進する。
- ④ 取締役の職務執行状況は、監査基準に基づいた監査役監査を受け、社会的信頼性に応える良質な企業統治体制を確立していく。

#### (2) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制

- ① 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る文書の管理基準及び管理体制に則り、法令及び社内規則に基づき作成、保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理する。
- ② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. リスク管理を経営の重要課題の一つと認識し、リスク管理委員会を設置する。
  - b. リスク管理委員会は、リスク方針及びリスク管理規程に基づき、会社全体のリスクを把握、分析、評価し、優先的に対応すべきリスクを選定してそのモニタリングを行うとともに取締役会に状況報告を行う。
  - c. リスク管理規程に基づいて抽出されるリスク（リスク管理委員会で扱うものは除く）については、担当する執行役員が具体的な対応方針及び対策を策定、実行し、継続的に改善を行うとともに、重要度の高いものは執行役員会議に報告する。

- ③ 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. コーポレートオフィサー及び執行役員制度により経営と業務執行を分離し、取締役会は経営理念を踏まえた経営の基本方針及び重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
  - b. コーポレートオフィサーは、経営目標を明確にした経営計画を策定し、取締役会は、経営計画を審議、決定する。各部門の執行役員は、経営計画達成のための戦略を策定、遂行する。
  - c. 経営計画進捗状況は、各部門の執行役員で構成する執行役員会議等において管理を行い、取締役会は、経営計画進捗状況の報告を受ける。
  - d. 適正かつ効率的な職務執行体制の確保のため、決裁権限等各種規程の見直しを随時実施する。
  - e. 経営の意思決定等を効率的に行うとともに審議の活性化を図るため、取締役会は原則として2箇月に1回以上開催し、その他必要に応じて適宜開催する。
- ④ 当社使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 従業員は、行動の基準・規範を示した倫理方針及びコンプライアンス規程を遵守する。
  - b. コンプライアンス委員会は、教育・啓蒙を含むコンプライアンス体制や情報セキュリティ体制をモニタリングするとともに取締役会にそれらの体制の整備及び運営の状況を報告する。
  - c. 社内及び会社が指定する第三者機関を受付窓口とした通報制度による内部・外部からの情報を通じ、また、社内における事故・不祥事対応フローに則り、事態の早期把握・未然防止に努める。通報者に対しては、希望した場合には匿名性を保証し、不利益とならないことを確保する。
- (3) 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制
  - ① 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - a. 子会社の取締役等が事業計画に基づき業務を遂行した結果については、関係会社管理規程に則り当社主管部署に報告させる。また、業務執行上の重要事項は決裁基準に基づき当社の決裁もしくは報告を求める。
    - b. 子会社の取締役等を当社執行役員が兼任することでモニタリングを行い、必要に応じて各子会社の状況は当社取締役会において報告される。
  - ② 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 子会社を含めたリスクマネジメントに関する規程としてリスク管理規程を定める。また、各種規程に基づき当社の主管部署に対して子会社から定期的な報告が行われるほか、主管部署は必要に応じて臨時報告を得る。
  - ③ 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 子会社における取締役会等を通じ、各社における事業状況の報告が行われ、子会社の取締役等は必要に応じて当社の関連部署及び担当執行役員と協議・報告を行う。
  - ④ 当社子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 子会社を含む企業集団を対象とした倫理方針を策定し、コンプライアンス委員会を中心として企業倫理の遵守のための施策を講じる。また、コンプライアンス規程に基づき、事業活動における法令等の遵守について継続的な実践を図る。
  - ⑤ その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 主管部署が中心となって全般的な統制のモニタリングを行い、企業集団内における各種規程等の遵守をはじめとした内部統制システムの徹底を図る。また、内部監査によるコンプライアンスへの適合性の確認・徹底を図るとともに、取締役会機能の十分な発揮を目指すため、内部監査部門（監査室）は監査報告、活動状況及び計画について定期的に当社取締役会に報告を行う。
- (4) 監査役監査が実効的に行われるための体制
  - a. 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとり、また、重要な稟議書や報告書を随時閲覧可能な体制とする。

- b. 取締役は会社に重大な損害を及ぼす恐れがある事実や不正行為等を発見した場合は、直ちに監査役会に報告する。
  - c. 監査役の求めに応じて、取締役及び従業員は速やかに業務執行状況を報告するとともに、内部通報制度を通じて、従業員は直接、監査役に通報することが可能な体制とする。
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、専任または兼任の従業員を監査役スタッフとして配置する。
- ② 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役スタッフの人事異動及び考課については、監査役の事前の同意を得る。
- ③ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は監査役スタッフとの連携体制が実効的に運用されるよう、取締役または取締役会に体制の整備を要請する。
- ④ 当社監査役への報告に関する体制
- a. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制  
監査役監査基準に基づき監査役は取締役及び使用人に対して事業の報告を求め、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。
  - b. 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制  
当社及び子会社から成る企業集団におけるコンプライアンス経営を実践するため、監査役を窓口とする内部通報制度を設ける。
- ⑤ 前記④の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
会社は、報告者が報告等を行ったことを理由として解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことをコンプライアンス規程において定め、また、報告者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じる。
- ⑥ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が職務の執行上必要と認める費用については監査計画に基づき予め予算化するとともに、緊急または臨時に支出した費用については会社に対して事後償還の請求ができる旨を監査役監査基準で定める。
- ⑦ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 内部監査部門（監査室）と緊密な連携を保つとともに、取締役の許可を得ることなく、必要に応じて監査室を監査役スタッフとして活用する。
  - b. 代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題や監査役監査の環境整備等について意見交換を行う。
  - c. 監査の実施に当たり、監査役が必要と認める場合は公認会計士・弁護士等の外部専門家を活用する。

## 02 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- (1) 2024年4月1日から2025年3月31日までの間に取締役会を13回開催<sup>(注)</sup>し、法令及び定款に定められた事項や各種規程・方針に基づく重要事項並びにコーポレートオフィサー制度導入やCEO（最高経営責任者）新設、子会社の吸収合併などを決定したことに加え、今後の機関設計について審議したほか、業務執行状況の報告及び監督を実施いたしました。なお、取締役7名中3名が独立社外取締役であり、少数株主の利益保護という観点においても、取締役会の意思決定に対する客観性と妥当性を確保しております。
- (2) 2024年6月からコーポレートオフィサー制度を導入するとともに、グループ経営執行における最高責任者の明確化を目的としてCEO（最高経営責任者）を新設いたしました。全社的な視座を持つ当社グループの執行側の最高位の職位であるコーポレートオフィサー、常勤監査役及びCEO（最高経営責任者）が指名した者が出席するコーポレートオフィサー会議を毎月開催することで、取締役会から委譲された事項をはじめとする経営の重要な事項について、迅速な意思決定と機動的な業務執行を推進しております。
- (3) 監督と執行の分離を図るため設けている執行役員制度に基づき、執行役員会議を毎月開催しており、日常の全般的業務執行方針及び計画を立案し、決定・実行しております。また、リスク管理委員会にて執行役員会議で対応するものとして選別された中長期的なリスクについては、担当執行役員が具体的な対応策を策定・実行し、継続的な改善を図るとともに重要な事項については執行役員会議において報告を行いました。
- (4) CEO（最高経営責任者）直轄の組織であるコンプライアンス委員会を4回開催し、法令遵守・コンプライアンス違反リスクに関する全社的な議論により抽出した問題点に対する対応状況を確認したほか、日本取引所自主規制法人が策定した「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」に基づく対応状況について確認を行いました。加えて、子会社を含む当社グループ全体のコンプライアンス体制等について確認・検討を行うとともに、情報セキュリティに関するモニタリング等に取り組みました。なお、同委員会の活動については取締役会において報告を行いました。
- (5) CEO（最高経営責任者）直轄の組織であるリスク管理委員会を4回開催し、国内外の法改正へ対応するための体制強化について検討を行ったほか、執行役員及び子会社役員から当社グループとして対応すべきリスクの洗い出しや、執行役員会議で対応するリスク項目のモニタリング等に取り組みました。なお、同委員会の活動については取締役会において報告を行いました。
- (6) 子会社の状況等については当社の取締役会や執行役員会議において報告されており、特に連結決算に直接影響を与える業績等については当社の取締役会において四半期毎に詳細な説明が行われました。その他各社における業務執行上の重要事項については決裁基準に基づき親会社（当社）による決裁や子会社からの報告が適宜行われました。
- (7) 2024年4月1日から2025年3月31日までの間に監査役会を8回開催し、取締役の職務の執行状況や法令等の遵守状況等に関し、報告・協議を行いました。監査役会では監査方針及び監査計画等を定め、それらに基づき各監査役は取締役会をはじめとする重要会議への出席、代表取締役やその他の経営陣に対するインタビュー、内部監査部門（監査室）や子会社の取締役及び監査役等との情報交換等を通じ、業務及び財産の状況の監査等、重要決裁書類の内容確認等を行っております。また、子会社を含む内部統制システムの構築・運用状況、海外子会社の監査、在庫削減活動の進捗確認、労務管理状況の確認及びコーポレート開発の状況確

認を重要事項として設定し、取締役、執行役員、子会社取締役・監査役、会計監査人とのコミュニケーションの更なる強化を主要方針として活動するとともに、各監査役の活動内容等は監査役会において報告されました。

- (8) 当社の内部監査は、CEO（最高経営責任者）直轄の内部監査部門である監査室が行っており、内部監査の実施については内部監査規程に基づき、監査計画書（監査室が作成し、CEO（最高経営責任者）の承認を経たもの）及びCEO（最高経営責任者）の指示により、各事業部門等に対して必要に応じた書類確認・実地監査を行っております。当該監査の終了後、監査室は報告書を作成し、内容をCEO（最高経営責任者）に報告しております。なお、取締役会機能の十分な発揮を目指すため、監査報告、活動状況及び計画について定期的に取締役会に報告しております。
- (注) このほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす決議が1回ありました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

2025年3月期に最終年度を迎えた中期経営計画「VISION2025」に続く新たな中期経営計画「VISION2030」では、そのミッションとして「半導体やITを中心とする最先端テクノロジーを通して社会課題に向き合い、期待を超える価値を持つ解決策を提供することで、社会の持続的発展に貢献すること」を掲げており、また、VISIONとして「メーカーと技術商社の力で潜在的な社会課題を解決する会社」と制定しております。

そのための資本政策については、持続的な利益成長による企業価値の更なる向上を目指していくための成長投資として、技術開発・事業拡大に向けた積極的な投資を行い、競争力の強化を目的とした社内DX・社外DXへの投資のほか、人材育成へも積極的な投資を行ってまいります。株主還元については業績に応じて実施するとともに、持続的な利益成長により企業価値向上を図っていくことで長期的な高リターンを目指してまいります。

上記を踏まえた新たな中期経営計画「VISION2030」の初年度である2026年3月期からの資本政策に関する基本方針は次のとおりであります。

### 〔資本政策に関する基本方針〕

当社グループでは、持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させるため、配当政策を含めた資本政策の基本方針を以下のように定めます。

1. 企業価値の向上とは、株主にとっての期待収益率（資本コスト）を上回るリターンの実現と定義し、ROEの向上を目標のひとつと位置付けます。
2. 事業規模や特質を踏まえた最適な資本構成・自己資本比率を常に意識し、成長事業への投資や運転資金需要に対処します。
3. 株主還元に関しては、連結配当性向を参考指標の基礎とし、業績に応じた配当を実施します。自己株式の取得については、成長投資に重きを置いた上で、キャッシュ・フローの状況、株式の市場流動性及び将来的な設備資金需要等を総合的に勘案し、配当と合わせた株主還元策の一環として判断してまいります。

### 〔目標数値〕 (ROE)

資本効率を示すROEについては中期的に20%以上を目指してまいります。

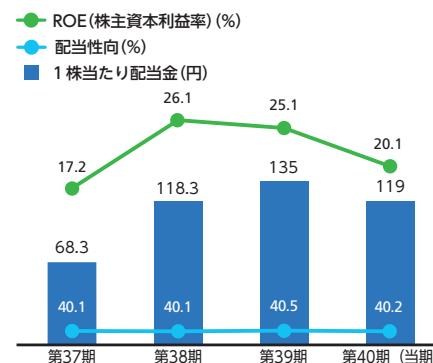
### 〔配当性向〕

今後の設備投資や研究開発に係る資金需要や運転資金の動向を勘案し、連結配当性向は当面の間40%を目安といたします。

第40期（2025年3月期）の期末配当は、1株当たり67円（支払開始日：2025年5月30日）といたしました。中間配当を含めた年間配当は次のとおりとなります。

	1株当たり配当額
中間配当	52円
期末配当	67円

### （ご参考）



※当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり配当金を算定しております。

※第41期（2026年3月期）の配当については、1株当たり中間配当32円、期末配当64円とさせていただきます。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第39期(ご参考) 2024年3月31日現在	第40期 2025年3月31日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>151,336</b>	<b>144,186</b>
現金及び預金	6,867	8,384
受取手形、売掛金及び契約資産	57,234	49,226
電子記録債権	4,241	2,717
商品及び製品	53,275	50,281
原材料	3,161	2,586
前払費用	19,416	25,952
その他	7,229	5,105
貸倒引当金	△90	△68
<b>固定資産</b>	<b>11,231</b>	<b>12,655</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,356</b>	<b>4,319</b>
建物及び構築物	2,150	2,884
機械及び装置	137	219
工具、器具及び備品	311	547
土地	586	586
その他	171	81
<b>無形固定資産</b>	<b>2,192</b>	<b>1,912</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,682</b>	<b>6,423</b>
退職給付に係る資産	449	629
繰延税金資産	3,867	3,615
その他	1,689	2,219
貸倒引当金	△323	△40
<b>資産合計</b>	<b>162,567</b>	<b>156,841</b>

科 目	第39期(ご参考) 2024年3月31日現在	第40期 2025年3月31日現在
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>89,035</b>	<b>74,605</b>
買掛金	22,690	19,407
短期借入金	22,401	8,200
コマーシャル・ペーパー	5,000	7,000
1年内返済予定の長期借入金	7,000	2,700
前受金	23,724	29,604
賞与引当金	2,401	2,106
その他	5,817	5,586
<b>固定負債</b>	<b>27,341</b>	<b>33,232</b>
長期借入金	17,700	24,660
退職給付に係る負債	7,440	6,591
その他	2,201	1,980
<b>負債合計</b>	<b>116,377</b>	<b>107,837</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>42,869</b>	<b>45,414</b>
資本金	2,495	2,495
資本剰余金	5,684	5,684
利益剰余金	36,363	41,289
自己株式	△1,674	△4,056
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,172</b>	<b>2,446</b>
その他有価証券評価差額金	129	32
繰延ヘッジ損益	124	111
為替換算調整勘定	1,744	1,745
退職給付に係る調整累計額	174	556
<b>非支配株主持分</b>	<b>1,148</b>	<b>1,143</b>
<b>純資産合計</b>	<b>46,190</b>	<b>49,004</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>162,567</b>	<b>156,841</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第39期 (ご参考)	第40期
	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高	242,888	216,379
売上原価	205,720	182,646
売上総利益	37,168	33,732
販売費及び一般管理費	21,739	21,274
営業利益	15,428	12,457
営業外収益	414	471
受取利息	59	76
持分法による投資利益	166	240
その他	189	155
営業外費用	1,920	1,513
支払利息	228	274
為替差損	1,609	1,042
その他	83	196
経常利益	13,922	11,415
特別利益	4	0
投資有価証券売却益	4	—
固定資産売却益	—	0
特別損失	38	7
固定資産売却損	0	—
固定資産除却損	5	7
持分変動損失	32	—
税金等調整前当期純利益	13,887	11,408
法人税、住民税及び事業税	3,641	2,404
法人税等調整額	164	100
法人税等合計	3,806	2,504
当期純利益	10,081	8,904
非支配株主に帰属する当期純利益	94	29
親会社株主に帰属する当期純利益	9,986	8,874

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,495	5,684	36,363	△1,674	42,869
当期変動額					
剰余金の配当			△3,948		△3,948
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,874		8,874
自己株式の取得				△2,655	△2,655
自己株式の処分				274	274
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4,926	△2,381	2,544
当期末残高	2,495	5,684	41,289	△4,056	45,414

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	129	124	1,744	174	2,172	1,148	46,190
当期変動額							
剰余金の配当							△3,948
親会社株主に帰属する 当期純利益							8,874
自己株式の取得							△2,655
自己株式の処分							274
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△96	△13	1	382	274	△4	269
当期変動額合計	△96	△13	1	382	274	△4	2,813
当期末残高	32	111	1,745	556	2,446	1,143	49,004

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	第39期	第40期
	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	301	18,915
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,695	△2,068
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,529	△15,251
現金及び現金同等物に係る換算差額	179	31
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	314	1,627
現金及び現金同等物の期首残高	6,442	6,757
現金及び現金同等物の期末残高	6,757	8,384

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

東京エレクトロン デバイス長崎株式会社

TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITED

TOKYO ELECTRON DEVICE AMERICA, INC.

株式会社ファーストは、2025年1月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結子会社から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 2社

持分法を適用した関連会社の名称

日本サンテック株式会社

Fidus Systems Inc.

(2) 持分法の適用の手續について特に記載すべき事項

持分法適用会社である日本サンテック株式会社及びFidus Systems Inc.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD. (12月31日) 及びTOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITED (12月31日) を除き、連結決算日と一致しております。なお、TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.については、連結決算日で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎とし、また、TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITEDについては、同社の決算日現在の財務諸表を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じたTOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITEDとの重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

- ③棚卸資産  
 原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。  
 (a) 商品・・・・・・移動平均法  
 (b) 製品、仕掛品・・個別法又は移動平均法  
 (c) 原材料・・・・・・総平均法又は移動平均法  
 (d) 貯蔵品・・・・・・最終仕入原価法又は移動平均法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）  
 当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 2～47年 |
| 機械及び装置    | 2～ 8年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |
- ②無形固定資産  
 定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |               |                |
|---------------|----------------|
| 技術資産          | 10～15年         |
| 顧客関連資産        | 3～15年          |
| 自社利用のソフトウェア   | 5年以内（社内見込利用期間） |
| 市場販売目的のソフトウェア | 3年以内（見込販売期間）   |
- ③リース資産  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金  
 当社及び国内連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、主に個別の債権について回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金  
 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。
- ③役員賞与引当金  
 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。
- ④従業員株式報酬引当金  
 株式付与ESOP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、当社及び国内連結子会社の執行役員・幹部社員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。
- ⑤役員株式報酬引当金  
 役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。
- ⑥信託終了損失引当金  
 役員報酬BIP信託の終了に伴う損失に備えるため、信託における残余株式の譲渡損失見込額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の償却方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から償却しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により償却しております。

### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

#### ①半導体及び電子デバイス事業

半導体・ボード製品等の販売は主に、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。なお、製品の国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

#### ②コンピュータシステム関連事業

ストレージ・ネットワーク機器等の販売は主に、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。なお、製品の国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

当該製品の販売に伴い別途提供する保守・監視等のサービスは、顧客からの要請に応じた都度の契約又は一定期間の契約に基づき履行義務を識別しております。顧客からの要請に応じた都度の契約の場合はサービスの提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。一定期間の契約の場合は履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しております。

### (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

### (7) 重要なヘッジ会計の方法

#### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

#### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

(a)ヘッジ手段：先物為替予約

ヘッジ対象：外貨建予定取引

(b)ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

### ③ヘッジ方針

通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で先物為替予約を利用することにより、為替変動リスクをヘッジしております。また、一部の借入に対して金利スワップを利用することにより、金利変動リスクをヘッジしております。

### ④ヘッジの有効性評価の方法

キャッシュ・フロー変動の累計額の比率分析により評価を行っております。

### (8) のれんの償却方法及び償却期間

15年以内の合理的な年数で均等償却しております。

### (会計方針の変更に関する注記)

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

### (表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

前連結会計年度において、独立掲記しておりました流動負債の「未払法人税等」（当連結会計年度641百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しております。

連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業外収益の「保険配当金」（当連結会計年度31百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しております。

(重要な会計上の見積り)

半導体及び電子デバイス事業における商品の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した当社の半導体及び電子デバイス事業における商品の金額  
43,438百万円
- (2) その他の情報

当連結会計年度において、商品及び製品50,281百万円が計上されており、このうち当社の半導体及び電子デバイス事業の商品は43,438百万円計上されております。

商品の評価について、仕入日から1年未満又は購入内示書を入手している商品は、過去の実績状況から販売可能性が高く廃棄可能性は低いと判断しております。一方、仕入日から1年以上経過している商品のうち購入内示書が未入手のものについては、仕入先への返品可能性や今後の販売可能性等を考慮した上で、個別に簿価の切り下げを実施しております。

また、上記個別に簿価切り下げを実施した以外の1年以上滞留かつ購入内示書未入手の商品については、仕入先への返品制度のある商品は過去の平均廃棄実績率を基礎とした簿価切り下げを実施し、その他の商品は標準的なライフサイクルである5年間での均等償却により簿価の切り下げを行っております。

このように、長期滞留商品のうち販売可能性が低下したものは個別に簿価の切り下げを実施し、それ以外のもは時間の経過とともに機械的に簿価を切り下げること等により販売可能性が低下するリスクに備えておりますが、半導体及び電子デバイス事業は技術革新や半導体市況の影響等を大きく受けるため、個別に簿価の切り下げが必要となる金額の見積りには不確実性が伴います。

(追加情報)

1. 役員報酬BIP信託に係る取引について

当社は、取締役の継続的かつ中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、年次業績連動株式報酬制度（以下、「年次業績連動」という。）及び中期業績連動株式報酬制度（以下、「中期業績連動」という。）として「役員報酬BIP信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

当社が設定した役員報酬BIP信託が当社株式を取得し、予め定める株式交付規程に基づき、業績達成度に応じて取締役に当社株式を交付いたします。取締役が株式の交付を受けるのは、年次業績連動は取締役退任時、中期業績連動は2022年3月期から2025年3月期までの対象期間終了後となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、838百万円及び724,236株であります。

2. 株式付与ESOP信託に係る取引について

当社は、当社及び国内連結子会社の執行役員・幹部社員（以下、「対象社員等」という。）を対象として、当社の中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に「株式付与ESOP信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

当社が設定した株式付与ESOP信託が当社株式を取得し、予め定める株式交付規程に基づき、業績達成度に応じて対象社員等に当社株式を交付いたします。対象社員等が株式の交付を受けるのは、原則として2022年3月期から2025年3月期までの対象期間終了後となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、559百万円及び305,274株であります。

3. 信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship<sup>®</sup>）に係る取引について

当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的に、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship<sup>®</sup>）」（以下、「E-Ship信託」という。）を導入しておりますが、当連結会計年度において2020年3月期より開始した信託期間が満了したことに伴い、新たに2025年1月31日から2030年2月4日までの期間で信託を設定しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日改正）を適用しております。

(1) 取引の概要

当社が設定したE-Ship信託が当社株式を取得し、信託の設定後5年間にわたり持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却いたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、2,655百万円及び836,800株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末 2,660百万円

(連結貸借対照表に関する注記)

- |  |          |
|--|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額  | 3,974百万円 |
| 2. 偶発債務  |          |
| 債権流動化に伴う買戻義務限度額  | 522百万円   |
| 3. 顧客との契約から生じた債権及び契約資産   |          |
| 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「(収益認識に関する注記) 3. (1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。 |          |

(連結損益計算書に関する注記)

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	31,336,500株	—	—	31,336,500株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	1,330,180株	836,839株	299,194株	1,867,825株

- (注) 1. 当連結会計年度期首の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式765,504株、株式付与ESOP信託が保有する自社の株式305,700株及びE-Ship信託が保有する自社の株式257,500株が含まれております。
2. 普通株式の増加は、E-Ship信託による自社の株式の取得836,800株及び単元未満株式の買取りによる増加39株であります。
3. 普通株式の減少は、E-Ship信託による自社の株式の売却257,500株、役員報酬BIP信託による自社の株式の売却41,268株及び株式付与ESOP信託による自社の株式の売却426株であります。
4. 当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式724,236株、株式付与ESOP信託が保有する自社の株式305,274株及びE-Ship信託が保有する自社の株式836,800株が含まれております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会	普通株式	2,318	74.00	2024年 3月31日	2024年 5月30日
2024年11月1日 取締役会	普通株式	1,629	52.00	2024年 9月30日	2024年 11月29日
計		3,948			

(注) 1. 2024年5月14日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金56百万円、株式付与ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金22百万円及びE-Ship信託が保有する自社の株式に対する配当金19百万円が含まれております。

2. 2024年11月1日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金37百万円、株式付与ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金15百万円及びE-Ship信託が保有する自社の株式に対する配当金10百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通 株式	利益 剰余金	2,099	67.00	2025年 3月31日	2025年 5月30日

(注) 2025年5月13日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金48百万円、株式付与ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金20百万円及びE-Ship信託が保有する自社の株式に対する配当金56百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入、コマーシャル・ペーパー及び売掛債権流動化による方針であります。また、デリバティブ取引については、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用限度規程に従い、当社グループ各社の取引先ごとの与信枠の管理を行っております。また、当社グループ各社は月次にて債権期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式及び新規取り扱い商材の情報収集等を目的とした投資事業有限責任組合への出資であります。上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価等の状況を定期的に把握しております。非上場株式については市場価格がなく時価を把握することが極めて困難であります。定期的当該株式の発行会社より情報を入手し、財務状況等の把握に努めております。また、投資事業有限責任組合への出資については組合の決算書等により定期的に財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の使途は主に運転資金であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。

ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等) 4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務、借入金、コマーシャル・ペーパー及びリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループ各社が月次にて資金線計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

後述の「(その他の注記) 3. デリバティブ取引に関する注記」に記載されているデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注)をご参照ください。) また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、買掛金、短期借入金、コマーシャル・ペーパー及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
投資有価証券			
その他有価証券	78	78	—
長期借入金			
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	(27,360)	(26,881)	△478
リース債務			
(1年内返済予定のリース債務を含む)	(74)	(73)	△0
デリバティブ取引計(*2)	461	461	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で表示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、( ) で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)
非上場株式	18
投資事業有限責任組合出資金	198

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	78	—	—	78
デリバティブ取引				
通貨関連	—	461	—	461

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金				
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	(26,881)	—	(26,881)
リース債務				
(1年内返済予定のリース債務を含む)	—	(73)	—	(73)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,624円12銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	49,004百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	1,143百万円
(うち非支配株主持分)	(1,143百万円)
普通株式に係る期末の純資産額	47,860百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	29,468,675株

株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託、株式付与ESOP信託及びE-Ship信託が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数  
1,866,310株

1株当たり当期純利益 295円72銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	8,874百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	8,874百万円
普通株式の期中平均株式数	30,009,848株

株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託、株式付与ESOP信託及びE-Ship信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数  
1,325,166株

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	半導体及び 電子デバイス事業	コンピュータ システム関連事業	
半導体・ボード製品等	179,051	—	179,051
ストレージ・ネットワーク機器等	—	22,847	22,847
保守・監視サービス	—	14,480	14,480
顧客との契約から生じる収益	179,051	37,327	216,379
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	179,051	37,327	216,379

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は主に、据付を要する製品販売において顧客の検取前に収益を認識している製品販売に係る未請求債権であり、据付完了時に売上債権へ振替えられます。契約負債は主に、保守サービス契約における顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
受取手形	90
売掛金	49,135
電子記録債権	2,717
契約資産	—
契約負債	
前受金	29,604

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は11,568百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	9,692
1年超	23,789
合計	33,482

(その他の注記)

1. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付に係る負債	2,073百万円
賞与引当金	594百万円
経費否認額	355百万円
資産調整勘定	351百万円
棚卸資産評価損	306百万円
その他	760百万円
繰延税金資産小計	4,441百万円
評価性引当額	△66百万円
繰延税金資産合計	4,375百万円
繰延税金負債	
企業結合により識別された無形資産	335百万円
退職給付に係る資産	198百万円
その他	225百万円
繰延税金負債合計	759百万円
繰延税金資産の純額	3,615百万円

(注) 評価性引当額が前連結会計年度に比べ104百万円減少しております。これは主に、貸倒引当金に係る評価性引当額95百万円が解消したことによるものです。

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
税額控除	△2.1%
住民税均等割	0.3%
評価性引当額	△0.9%
海外子会社の税率差	△1.2%
持分法による投資損益	△0.3%
E-Ship信託分配金の損金算入額	△3.9%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.6%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.0%

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、2026年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率が、前連結会計年度の30.6%から31.5%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が58百万円増加し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が65百万円、退職給付に係る調整累計額が7百万円それぞれ減少し、繰延ヘッジ損益が0百万円増加しております。

## 2. 企業結合に関する注記

### 連結子会社の吸収合併

当社は、2024年7月31日開催の取締役会決議に基づき、2025年1月1日付で完全子会社である株式会社ファーストを吸収合併いたしました。

#### (取引の概要)

- (1) 結合当事会社の名称及びその事業の内容

##### 存続会社

名称 東京エレクトロン デバイス株式会社

##### 事業の内容

(半導体及び電子デバイス事業)

半導体製品、ボード・電子部品、ソフトウェア・サービスの販売、プライベートブランド(PB)製品の製造・販売等

(コンピュータシステム関連事業)

ネットワーク関連製品、ストレージ関連製品、セキュリティ関連製品の販売及び保守・監視サービス等

##### 消滅会社

名称 株式会社ファースト

##### 事業の内容

ファクトリーオートメーション向け汎用画像処理装置の開発・設計・製造・販売等

- (2) 企業結合日  
2025年1月1日
- (3) 企業結合の法的形式  
当社を存続会社、株式会社ファーストを消滅会社とする吸収合併
- (4) 結合後企業の名称  
東京エレクトロン デバイス株式会社
- (5) その他取引の概要に関する事項  
当社は、画像認識・ロボティクスを駆使した「モノづくりシステム」の開発が重要な成長事業であると考え、より高度な画像処理応用ソリューションの提供や画像認識とロボット技術を融合させた新製品の開発推進を視野に入れて、株式会社ファーストの株式を2018年に取得し完全子会社化いたしました。これによりマクロ検査装置「RAYSENS」や成長型ビジョンオートメーションシステム「TriMath」などの新製品開発において大きな役割を果たしてまいりました。本合併は、今後の更なる経営資源の最大効率運用を目指し、人的資本を当社に集約し開発体制を再構築することによる技術開発基盤の強化を目的としております。

(実施した会計処理の概要)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

3. デリバティブ取引に関する注記

- (1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	契約額	契約額のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	20,519	—	297	297
	買建 米ドル	14,157	—	3	3
合計		34,677	—	301	301

(注) 時価の算定方法

期末の時価は先物相場に基づき算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	14,891	350	165
	買建				
	米ドル	買掛金	10,716	—	△4
	ユーロ	買掛金	580	—	△0
合計			26,189	350	160

(注) 時価の算定方法

期末の時価は先物相場に基づき算定しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第39期(ご参考) 2024年3月31日現在	第40期 2025年3月31日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>137,113</b>	<b>132,069</b>
現金及び預金	3,987	4,528
受取手形	144	59
電子記録債権	3,947	2,697
売掛金	54,886	45,621
契約資産	123	—
商品及び製品	45,672	46,210
前払費用	19,397	25,928
その他	9,051	7,099
貸倒引当金	△97	△75
<b>固定資産</b>	<b>10,719</b>	<b>11,605</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>684</b>	<b>2,160</b>
建物	438	1,359
構築物	2	2
工具、器具及び備品	235	483
土地	—	312
建設仮勘定	7	1
その他	—	2
<b>無形固定資産</b>	<b>2,119</b>	<b>1,885</b>
のれん	120	112
技術資産	209	197
顧客関連資産	1,101	892
ソフトウェア	685	676
その他	2	6
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,915</b>	<b>7,559</b>
関係会社株式	2,563	1,723
繰延税金資産	3,713	3,779
その他	1,930	2,062
貸倒引当金	△292	△6
<b>資産合計</b>	<b>147,832</b>	<b>143,674</b>

科 目	第39期(ご参考) 2024年3月31日現在	第40期 2025年3月31日現在
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>84,681</b>	<b>72,343</b>
買掛金	21,111	17,943
短期借入金	20,500	8,200
コマーシャル・ペーパー	5,000	7,000
1年内返済予定の長期借入金	7,000	2,700
未払金	1,041	1,014
前受金	23,667	29,530
賞与引当金	2,186	1,868
その他	4,174	4,086
<b>固定負債</b>	<b>27,054</b>	<b>33,816</b>
長期借入金	17,700	24,660
退職給付引当金	7,305	7,251
その他	2,048	1,904
<b>負債合計</b>	<b>111,736</b>	<b>106,159</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>35,902</b>	<b>37,371</b>
資本金	2,495	2,495
資本剰余金	5,645	5,645
資本準備金	5,645	5,645
利益剰余金	29,435	33,286
利益準備金	200	200
その他利益剰余金	29,235	33,086
別途積立金	14,500	14,500
繰越利益剰余金	14,735	18,586
自己株式	△1,674	△4,056
<b>評価・換算差額等</b>	<b>193</b>	<b>144</b>
その他有価証券評価差額金	129	32
繰延ヘッジ損益	64	111
<b>純資産合計</b>	<b>36,096</b>	<b>37,515</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>147,832</b>	<b>143,674</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第39期 (ご参考)	第40期
	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高	211,583	187,133
売上原価	178,294	157,291
売上総利益	33,288	29,842
販売費及び一般管理費	19,011	18,767
営業利益	14,277	11,075
営業外収益	536	416
受取配当金	319	245
受取保険金	13	43
その他	203	127
営業外費用	1,829	1,439
支払利息	156	236
為替差損	1,602	1,057
その他	70	145
経常利益	12,983	10,052
特別利益	4	—
投資有価証券売却益	4	—
特別損失	4	19
固定資産売却損	0	—
固定資産除却損	4	6
抱合せ株式消滅差損	—	12
税引前当期純利益	12,983	10,033
法人税、住民税及び事業税	3,337	2,123
法人税等調整額	194	111
法人税等合計	3,531	2,234
当期純利益	9,451	7,798

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,495	5,645	200	14,500	14,735	△1,674	35,902	
当期変動額								
剰余金の配当					△3,948		△3,948	
当期純利益					7,798		7,798	
自己株式の取得						△2,655	△2,655	
自己株式の処分						274	274	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	3,850	△2,381	1,468	
当期末残高	2,495	5,645	200	14,500	18,586	△4,056	37,371	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	129	64	193	36,096
当期変動額				
剰余金の配当				△3,948
当期純利益				7,798
自己株式の取得				△2,655
自己株式の処分				274
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△96	47	△49	△49
当期変動額合計	△96	47	△49	1,419
当期末残高	32	111	144	37,515

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

##### ①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) デリバティブ

時価法によっております。

#### (3) 棚卸資産

原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

##### ①商品、原材料・・・移動平均法

##### ②製品、仕掛品・・・個別法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～47年

構築物 2～29年

工具、器具及び備品 2～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

技術資産 10年

顧客関連資産 3～15年

自社利用のソフトウェア 5年以内(社内見込利用期間)

市場販売目的のソフトウェア 3年以内(見込販売期間)

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

- (3) 役員賞与引当金  
役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。
- (4) 従業員株式報酬引当金  
株式付与ESOP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、当社及び国内連結子会社の執行役員・幹部社員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。
- (5) 役員株式報酬引当金  
役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。
- (6) 信託終了損失引当金  
役員報酬BIP信託の終了に伴う損失に備えるため、信託における残余株式の譲渡損失見込額を計上しております。
- (7) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。
  - ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の償却方法  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から償却しております。  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により償却しております。  
未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

- (1) 半導体及び電子デバイス事業  
半導体・ボード製品等の販売は主に、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。なお、製品の国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。また、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。
- (2) コンピュータシステム関連事業  
ストレージ・ネットワーク機器等の販売は主に、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。なお、製品の国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。また、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。  
当該製品の販売に伴い別途提供する保守・監視等のサービスは、顧客からの要請に応じた都度の契約又は一定期間の契約に基づき履行義務を識別しております。顧客からの要請に応じた都度の契約の場合はサービスの提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。一定期間の契約の場合は履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しております。

### 6. ヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：先物為替予約

ヘッジ対象：外貨建予定取引

#### (3) ヘッジ方針

通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で先物為替予約を利用することにより、為替変動リスクをヘッジしております。

#### (4) ヘッジの有効性評価の方法

キャッシュ・フロー変動の累計額の比率分析により評価を行っております。

### 7. のれんの償却方法及び償却期間

15年以内の合理的な年数で均等償却しております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

#### (表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

(1) 前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」(前事業年度13百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度は独立掲記しております。

(2) 前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払利息」(前事業年度156百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度は独立掲記しております。

#### (重要な会計上の見積り)

半導体及び電子デバイス事業における商品の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した半導体及び電子デバイス事業における商品の金額  
43,438百万円

(2) その他の情報

当事業年度において、商品及び製品46,210百万円が計上されており、このうち半導体及び電子デバイス事業の商品は43,438百万円計上されております。

会計上の見積りの内容につきましては、「連結注記表(重要な会計上の見積り)半導体及び電子デバイス事業における商品の評価」と同一であります。

(追加情報)

1. 役員報酬BIP信託に係る取引について  
 当社は、取締役の継続かつ中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、年次業績連動株式報酬制度及び中期業績連動株式報酬制度として「役員報酬BIP信託」を導入しております。  
 取引の概要等につきましては、「連結注記表（追加情報）」をご参照ください。
2. 株式付与ESOP信託に係る取引について  
 当社は、当社及び国内連結子会社の執行役員・幹部社員を対象として、当社の中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、「株式付与ESOP信託」を導入しております。  
 取引の概要等につきましては、「連結注記表（追加情報）」をご参照ください。
3. 信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship<sup>®</sup>）に係る取引について  
 当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的に、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship<sup>®</sup>）」（以下、「E-Ship信託」という。）を導入しておりますが、当事業年度において2020年3月期より開始した信託期間が満了したことに伴い、新たに2025年1月31日から2030年2月4日までの期間で信託を設定しております。  
 当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日改正）を適用しております。  
 取引の概要等につきましては、「連結注記表（追加情報）」をご参照ください。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,378百万円
2. 偶発債務  
 債権流動化に伴う買戻義務限度額 522百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
 短期金銭債権 7,542百万円  
 短期金銭債務 561百万円

(損益計算書に関する注記)

- 関係会社との取引高  
 営業取引による取引高
- |            |           |
|------------|-----------|
| 売上高        | 19,440百万円 |
| 仕入高        | 3,837百万円  |
| 販売費及び一般管理費 | 325百万円    |
- 営業取引以外の取引による取引高 269百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,330,180株	836,839株	299,194株	1,867,825株

- (注) 1. 当事業年度期首の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式765,504株、株式付与ESOP信託が保有する自社の株式305,700株及びE-Ship信託が保有する自社の株式257,500株が含まれております。
2. 普通株式の増加は、E-Ship信託による自社の株式の取得836,800株及び単元未満株式の買取りによる増加39株であります。
3. 普通株式の減少は、E-Ship信託による自社の株式の売却257,500株、役員報酬BIP信託による自社の株式の売却41,268株及び株式付与ESOP信託による自社の株式の売却426株であります。
4. 当事業年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式724,236株、株式付与ESOP信託が保有する自社の株式305,274株及びE-Ship信託が保有する自社の株式836,800株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	2,281百万円
賞与引当金	553百万円
資産調整勘定	351百万円
棚卸資産評価損	306百万円
経費否認額	256百万円
その他	645百万円
繰延税金資産小計	4,395百万円
評価性引当額	△57百万円
繰延税金資産合計	4,338百万円
繰延税金負債	
企業結合により識別された無形資産	335百万円
前払年金費用	150百万円
その他	72百万円
繰延税金負債合計	558百万円
繰延税金資産の純額	3,779百万円

(注) 評価性引当額が前事業年度に比べ445百万円減少しております。これは主に、関係会社株式評価損に係る評価性引当額359百万円が解消したことによるものです。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.8%
税額控除	△2.3%
住民税均等割	0.3%
評価性引当額	△0.9%
E-Ship信託分配金の損金算入額	△4.5%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.6%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.4%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、2026年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率が、前事業年度の30.6%から31.5%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が64百万円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額が64百万円減少し、繰延ヘッジ損益が0百万円増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資額	事業の 内容	議決権等の 所有割合	関係内容	
						役員の兼任等	事業上の関係
子会社	(株)ファースト	神奈川県 大和市	100百万円	ファクトリーオートメーション向け汎用画像処理装置の開発・設計・製造・販売等	所有 直接100.0%	あり	資金の貸付
子会社	東京エレクトロン デバイス長崎(株)	長崎県 諫早市	134百万円	電子機器の開発・設計・製造・販売等	所有 直接76.2%	あり	資金の貸付
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.	中国 (香港)	5,165千HK\$	半導体関連製品の販売等	所有 直接100.0%	あり	商品の販売
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール	250千SG\$	半導体関連製品の販売等	所有 間接100.0%	あり	商品の販売

属性	会社等の名称	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)ファースト	資金の貸付	3,450	短期貸付金	—
子会社	東京エレクトロン デバイス長崎(株)	資金の貸付	23,100	短期貸付金	1,700
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.	商品の販売	8,137	売掛金	1,812
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.	商品の販売	3,769	売掛金	2,268

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。  
 2. 商品の販売については、市場価格等を勘案して価格交渉の上、取引条件を決定しております。  
 3. (株)ファーストは、2025年1月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、資金の貸付については、2024年12月31日までの取引金額であります。

### (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,273円06銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託、株式付与ESOP信託及びE-Ship信託が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数  
1,866,310株

1株当たり当期純利益 259円86銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当期純利益	7,798百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る当期純利益	7,798百万円
普通株式の期中平均株式数	30,009,848株

株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託、株式付与ESOP信託及びE-Ship信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数  
1,325,166株

### (収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

〔(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

### (企業結合に関する注記)

連結子会社の吸収合併

当社は、2024年7月31日開催の取締役会決議に基づき、2025年1月1日付で完全子会社である株式会社ファーストを吸収合併いたしました。

取引の概要等につきましては、「連結注記表 (その他の注記) 2. 企業結合に関する注記」をご参照ください。

## 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

東京エレクトロン デバイス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新 垣 康 平  
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 新 保 哲 郎  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京エレクトロン デバイス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京エレクトロン デバイス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

東京エレクトロン デバイス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新 垣 康 平  
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 新 保 哲 郎  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京エレクトロン デバイス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正

に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

東京エレクトロン デバイス株式会社 監 査 役 会

常勤監査役	河 合 信 郎 ㊟
常勤監査役 (社外監査役)	松 井 勝 之 ㊟
社外監査役	湯 浅 紀 佳 ㊟
社外監査役	桑 原 清 幸 ㊟

以 上

# 株主総会会場 ご案内図

## ■会場

### セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム

東京都渋谷区桜丘町26番1号 電話:03-3476-3000(代表)

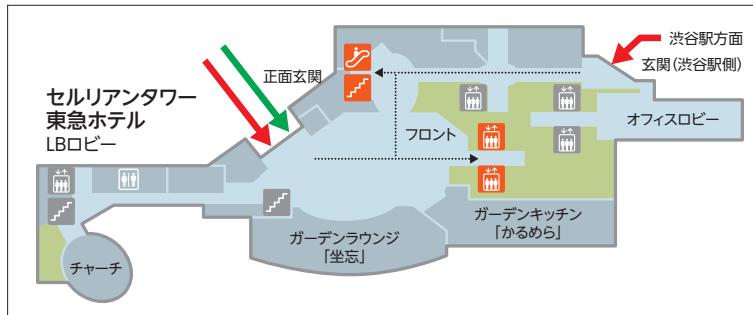
※会場が昨年と異なりますのでご注意ください。



## ■交通

JR渋谷駅(南改札)より徒歩約5分

電車: ■東急東横線、■東急田園都市線、  
■京王井の頭線、■JR山手線、  
■JR埼京線、■東京メトロ銀座線、  
■東京メトロ半蔵門線、  
■東京メトロ副都心線  
の渋谷駅



※渋谷駅周辺は大規模整備で新しいまちづくりが進められており、工事の状況により経路変更等が発生する場合がございます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



東京エレクトロン デバイス株式会社



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。